

第 61 回高知県国土利用計画審議会

開催日時：令和 6 年 2 月 19 日（月）13:30～

場所：高知県立文学館 1 階 ホール

委員：岡部早苗、尾崎真紀（欠席）、笹原克夫、竹内純一、玉里恵美子、釣井利勝、畠中智子、
広末幸彦（欠席）、藤川和美、藤本武志、松島貴則

1 開会

（司会）

それでは定刻の少し前ですけれども皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第 61 回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会進行を務めます用地対策課 課長補佐の武中でございます。どうぞよろしくお願いします。

まずは、開会にあたりまして、土木部副部長の岩崎からご挨拶申し上げます。

2 挨拶

（岩崎副部長）

皆様、こんにちは。高知県土木部副部長の岩崎でございます。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第 61 回高知県国土利用計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから本県の土地行政をはじめとする県政全般にご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今年の元日に起こりました石川県の能登半島地震では、至る所で道路の損壊や建物の倒壊などの大きな被害が発生いたしました。これにより、震災直後に一刻を争う救命救助活動が妨げられた現状を目の当たりにいたしまして、あらためて防災・減災、国土強靱化の取り組みを加速化させる必要があると感じたところでございます。

県としましては、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震や豪雨などによる自然災害などへの対策を事前にしっかりと行っていくことで、県民の皆様が将来にわたって希望を持ち続けることができる安全・安心な高知の実現に向けまして、職員が一丸となって取り組んでまいります。

さて、この国土利用計画審議会は、国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に際し重要な事項を調査・審議する組織としまして、もととなります国土利用計画法の基本理念であります、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目指して、各専門分野の委員の皆様の幅広い見知からご意見をいただくものでございます。

委員の皆様方には、本日の会議次第にありますように、知事より諮問いたしました土地利用基本計画図の変更につきまして、ご審議をいただき、本日の審議会で答申を決定していただきたいと考えているところでございます。

また、報告事項などにつきましては、土地の開発や利活用におきまして適切な取り扱いがなされているか、ご意見やアドバイスをいただき、今後のそれぞれの担当部署の取り組みに生かしていくこと

が大切であると考えているところでございます。

最後になりますが、今後とも県政の発展にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、まず、配付しております資料の確認をお願いします。

紙のフラットファイルに、資料一式をファイルしてあります。なお、インデックスの審議会次第の裏面に配付資料の一覧が載っておりますので、添付漏れがないかを後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、前回審議会後、異動により1名の委員が交代となっておりますので、紹介をいたします。お手元の資料の高知県国土利用計画審議会委員名簿をご覧ください。

新しい委員は、四国森林管理局長の竹内純一様でございます。

(委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、新しい委員をお迎えしておりますので、初めに各委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。名簿順に、委員から左回りでお願いいたします。

(委員)

よろしくお願いいたします。岡部です。

(委員)

あらためまして、四国森林管理局長の竹内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

高知大学地域協働学部の玉里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

土地改良連合会の釣井と申します。基本的には農業基盤整備、農業用水とか、そういった業務を扱っております。よろしくお願いいたします。

(委員)

高知のまちづくりを考える会の畠中と申します。よろしくお願いいたします。

(委員)

高知県立牧野植物園の藤川と申します。専門はここに広報課と書いてありますけれども、研究のほ

うが専門で、植物の多様性保全を専門にやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

高知県宅地建物取引業協会の藤本と申します。よろしくお願いいたします。

(委員)

高知大学農林海洋科学部の松島と申します。一番下にありますとおり、分野としては農業、大学のほうでは農業経営を担当しております。よろしくお願いいたします。

(会長)

高知大学の笹原でございます。

(司会)

それでは、事務局からも自己紹介をいたします。
用地対策課長の中平です。

(事務局 中平課長)

用地対策課長の中平です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

担当チーフの磯野です。

(事務局)

磯野と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

担当の伊井野です。

(事務局)

伊井野です。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、笹原会長にご挨拶をお願いいたします。

(笹原会長)

先ほどの笹原でございます。今日もいつものように諮問事項と報告事項がございます。その後、また法律に基づくものではございませんが、私ども審議会委員の要望でできたモニタリング調査の結果についてもご報告いただくと。これ、法律に基づくものではないのでできることに限界はございま

すが、それでも精一杯、いろいろ見ていきたいと思います。

長い委員の皆さんにはご理解いただいていると思いますが、この審議会、地味な審議会で、マスコミもほとんど取材に来ないような審議会でございます。「そんなところで意見言ってもどうなんだ」という話も時々ちょっと出てくるんですが、そうではございません。何度も言います。われわれ、議事録をつくるためにこの審議会を行っているというふうにご理解ください。特に新しい方、議事録を作るための会議であるというふうにご理解いただけるといいかと思います。

後からというか、用地対策課のホームページに過去の議事録、あがってますけれど、個人名とか、そういうものは伏せておりますが、なかなか刺激的な内容で、読めます。ですから例えば変な話、県政に対してあまり良くない気持ちを持っている者が読んだら興味持つと思います。という仕事を私どもしているということで、ぜひご理解いただければありがたいと思います。とにかく今日も元気にいしましょう。

ただし、ただし、お願いなんです、発言は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。発言が5分を超えたらちょっと私のほうから止めさせていただくかもしれません。よろしくお願いします。

(司会)

笹原会長、ありがとうございました。

続きまして、本日の出席委員の数をご報告いたします。

本日の審議会には、9名の委員の出席をいただいております。これは、委員定数の11名の半数以上を満たしておりますので、当審議会条例第5条第3項に定められております2分の1以上の出席により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は「高知県審議会等の会の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」によりまして、公開することとなっておりますので、ご了承願います。

ここで副部長の岩崎でございますが、所用のため、申し訳ございませんが退席をさせていただきます。

(岩崎副部長)

よろしくお願いいたします。

《岩崎副部長 退席》

(司会)

それとすいませんが、委員の皆様方にご協力のお願いがございます。審議会の議事録をきちんと作成していくということで、皆様方のご発言を正確に残すために、発言の際にはマイクのご使用をお願いします。マイク係を両方、袖のほうに構えておりますので、発言の際には、挙手のうえでお願いしたいと思います。

3 議題

(司会)

それでは、議事に入りたいと思います。

これ以降の進行につきましては、笹原会長にお願いいたします。笹原会長、よろしくお願いします。

(笹原会長)

はい。わかりました。

今、事務局からお話のあったように、発言はマイクを必ず使ってください。それと挙手いただければ、私のほうで当てますので、当ててからご発言ください。

マイク係の方、ちょっと立ってください。両端に2名いらっしゃいますので、ご確認ください。ありがとうございます。

そうしましたら式次第を見ると、3が議題ですね。まず、(1)議事録署名人、2名を慣例により、私のほうからご指名、お願いさせていただくということになります。

これ、実は人知れず、かなり検討いたしました。過去の記録等々も見ながら考えました。その結果、2名、ご提案させていただきたいんですが……。新任の方については、できるだけ前任の方から引き継いだかたちで考えております。ただ、新任、前任がはっきりしないところもありますので、そういう方は、分野が前任の方、似ている分野の方の後任というふうに考えさせていただいております。

そういうことで、ちょっと指名させていただきます。

一人目が土地改良事業団連合会の釣井さん、いかがでしょうか。

(釣井委員)

はい。

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。じゃあ、お一人目が釣井さん。

二人目が牧野の藤川さん、いかがでしょうか。

(藤川委員)

はい。

(笹原会長)

はい。

そうしましたら、釣井委員と藤川委員が議事録署名人ということで、この審議会を進行していきたいと思います。

そうしましたら議題の(2)、ここからが本格的な議題です。まず、諮問事項です。

本日の諮問事項であります「高知県土地利用基本計画の変更について」。諮問書の写しをお配りしますので少々お待ちください。

今、配付させていただいたように、諮問書の写しでございます。県知事から当審議会に対して諮問を受けております。

諮問案件については、一件ごとに事務局からご説明いただき、一件一件質疑応答を進めていきたいと思っております。その後、全案件について、委員の皆様のご了承を得られるようであれば、本日一括して

答申をまとめたいと思います。よろしくお願いします。

その後に、報告事項がありますが、報告事項は諮問ではないのでこの諮問の中に含まれませんが、議論の進め方は、諮問案件と同様に進めてまいります。

それでは、事務局からまず諮問書の読み上げと土地利用基本計画の概要についてご説明をお願いして、その後、諮問案件一件ずつ、説明をお願いしたいと思います。

まず、諮問書の読み上げと土地利用基本計画の説明までいきましょう。

(事務局 中平課長)

用地対策課長の中平です。そしたら着席をして、ご説明させていただきます。

(笹原会長)

お願いします。

(事務局 中平課長)

それでは、最初に諮問書のほうの読み上げをさせていただきます。お手元の諮問書をご覧ください。

「5 高用対第 707 号 高知県国土利用計画審議会 会長 笹原克夫 様

高知県土地利用基本計画を別添のとおり変更したいので、国土利用計画法第 9 条第 14 項において準用する同条第 10 項の規定により諮問します。

令和 6 年 2 月 19 日 高知県知事 濱田省司」

諮問書は、以上でございます。

それでは、続きまして、本題に入ります前に、今回、新しく委員に就任された方もおいでますので、土地利用基本計画について少しご説明をさせていただきます。

お手元の資料 2 の 1 ページをご覧ください。

土地利用基本計画とは、国土利用計画法に基づき、国が定める国土利用計画を基本として、都道府県が策定するものでございます。土地利用に関する基本となる計画で、県土利用の基本的な考え方や方針を定めるものとなっております。

2 ページをお願いします。

その役割については、各個別規制法に基づいて定められる諸計画の上位計画に位置づけられており、それぞれの諸計画の総合調整の役割を果たすとともに、県土利用の基本方向を示すものでございます。

また、国土利用計画法では、土地の取引や遊休土地に対し、土地の利用目的について勧告等、是正を求めることができる制度があり、土地の有効活用に対する指針となるものでございます。各個別規制法の規制についても、その基本方針を示すものとなります。

3 ページをご覧ください。

土地利用基本計画は、計画書と計画図で構成されておりまして、計画書としては、土地利用に関する基本的な方針及び都市地域や農業地域など、五地域に区分した土地利用調整指導方針を定めております。計画書については、本県では、第五次の全国計画を受けて、昨年、令和 5 年 4 月に策定しております、第 5 次の土地利用基本計画が現行のものとなっており、計画図としましては、その五地域の範囲を示した 5 万分の 1 の図面で構成されております。計画図は、個別規制法に基づく区域の変

更案件がありましたら、その都度変更しております。

4 ページをご覧ください。

今、ご説明しました五地域の範囲を示した図面については、国土交通省が全国の土地利用基本計画図を統合・電子化し、ホームページで公開をしております。

5 ページをご覧ください。

審議会へお諮りする時期について記載をさせていただいております。

個別規制法による地域・区域を変更する場合は、その決定前又はそれと同時に土地利用基本計画の図面を変更することとされております。

森林地域につきましても、同様の取り扱いとなりますが、森林法において地域森林計画の変更は、伐採や造成が行われた開発行為完了後に行われるため、事後追認になりますことから、林地開発許可等の処分後のタイミングで当審議会においていったんご報告をさせていただいて、それから開発行為完了後に土地利用基本計画の図面を変更する際に改めて諮問事項として審議をお願いするというかたちになっております。

「土地利用基本計画」の説明は、以上となります。

(笹原会長)

ここで一回、切りましょう。ありがとうございました。

もうご経験のある委員の皆さん、ご理解いただいていますし、また、新任の委員の方でも、森林管理局長ということでご理解いただいていると思いますが、森林地域の開発については、実質、その諮問がなされるのが工事というか、改変が終わってからになります。だけど、先ほど事務局、課長のご説明あったように、その前に報告というものがあると。ですから諮問ではない……、審議ではないにしても、報告の段階でちょっと目をつけておくというところが大事だよということで、そういうことで歴代、報告と審議、諮問の審議というかたちで進めてきたんだと思っております。ですから、「もう終っちゃったじゃん」とがっかりせずに、頑張ってみましょう。はい。

では、次に、実際の土地利用基本計画の変更についてということで諮問案件、お願いします。

(事務局 中平課長)

それでは、引き続きまして、諮問案件のご説明をさせていただきます。

ここで、資料1の「土地利用基本計画の変更について(案)」と書かれた資料の説明をさせていただきます。資料1をお願いいたします。

これは国が定めた国への提出用の様式でありまして、先ほど読み上げました諮問書の別添資料となるものでございます。本日の審議会での答申をいただいた後、国に提出し、意見聴取等を行い、変更がなされる予定となっております。なお、今回の諮問事項は、計画図の変更が4件となっておりますので、まず、資料1の内容に沿って概要を説明した後、資料2のほうで個別に1件ずつご説明をさせていただきます。

それでは、資料1の1ページをお願いします。「1 五地域区分の変更概要」のところをご覧ください。

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域区分の変更概要の総括表となっております。今回の変更は真ん中の列、「変更する面積」③の列で、上から3つ目の森林地

域を 65ha 縮小するもので、後ほどご説明をいたします 4 つの案件の合計面積となっております。

2 ページ、「(2) 変更地域別概要」をご覧ください。

変更しようとする地域別の場所や面積、変更理由等を記載しております。今回は、高知市が 1 件、佐川町が 1 件、それから黒潮町 1 件、四万十市 1 件の計 4 件の森林地域の縮小案件がございますけども、内容については、後ほど資料 2 を使って個別にご説明をさせていただきます。

次の 3 ページをお願いいたします。

「2 計画図」につきましては、この資料 1 の 6 ページから 17 ページにかけて、その内容を掲載しておりますけども、これも後ほどご説明をさせていただきます。

次に 4 ページの「3 計画書」についてでございますけど、今回は、変更はございません。

次に 5 ページをお願いします。

「4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果」をご覧ください。

「(1) 都道府県内での調整」は、県庁内関係課との調整結果を記載しております。昨年の 12 月に土地に関する県庁内関係課の協議組織であります高知県土地対策協議会に意見照会をした結果、治山林道課より文言の修正意見がございましたので、それを反映させていただいております。

それから「(2) 市町村」は、今回の変更地域がある 4 つの市町への意見聴取の結果、いずれも「意見なし」との回答をいただいているところです。

それから「(3) 国土利用計画法第 38 条の規定に基づく合議制の機関」、つまり本日の国土利用計画審議会のことですが、答申をいただければ、その旨を記載し、国に提出することとなります。

「(4) 国土交通省等との事前調整」は、国土交通省国土政策局総合計画課を通じて関係省庁と現在調整中となっております。

それから次の 6 ページ以降は先ほどご説明させていただきました今回の変更区域や変更位置図ですけども、図面等で少々わかりづらい部分もございますので、この後、資料 2 のほうを使って詳しくご説明をさせていただきます。

以上、簡単ですが、資料 1 の「高知県土地利用基本計画の変更について (案)」にかかる説明を終わらせていただきます。

それから引き続きまして、資料 2 を使いまして、今回の計画図の変更とその内容についてご説明をさせていただきます。

資料 2 の 6 ページをご覧ください。

「2 土地利用基本計画図の変更について (案)」につきましては、今回、諮問事項としての計画図の変更について、4 件の森林地域の縮小にかかる案件を記載しております。

次に、7 ページをご覧ください。

まず、整理番号 1 の高知 (春野町) の森林地域の縮小案件についてご説明をいたします。

場所は、高知市の南西、仁淀川河口付近の春野町西畑地区になります。太陽光発電施設の建設にかかる他用途転用により、森林地域を縮小しようとするものでございます。市街化調整区域である都市地域と農用地区域でない農業地域が同一の範囲にございます。

本件は、昨年度の第 60 回国土利用計画審議会で報告をしているものになっております。

今回の諮問内容としましては、個別規制法所管課により森林地域から除く範囲と面積が確定したことで、土地利用基本計画図において、2 ha 森林地域の縮小を行うものでございます。左の図が現

在の国の LUCKY というシステムでインターネット公開されている土地利用基本計画図に、今回の変更箇所を黄色で示しております。緑の斜線部分が森林地域を示しております。

8 ページをご覧ください。

今回の開発計画図を示したのになっております。

事業の概要といたしましては、大阪に本社がある民間事業者Aが、約 1 MW 規模の太陽光発電を目的として造成工事を行ったものでございます。個別法の所管課より、令和 4 年 8 月 1 日に林地開発許可が出され、令和 4 年 10 月 14 日に事業が完了、同年の 12 月 1 日に完了確認となっております。

事業区域は、約 2.5ha で、縮小する森林面積は、形質を変更する森林から造成森林を除いた、約 1.7ha となっております。

9 ページに、上空からの完成写真を載せております。

次に、10 ページをご覧ください。

県の防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、それから砂防指定地等の範囲が示されたものに、赤い枠線で今回の開発エリアを大まかに示したのになっております。今回の事業区域は、警戒区域等の範囲ではございません。

整理番号 1 の高知（春野町）森林地域の縮小案件についての説明は、以上となります。

それで、補足説明をちょっと一点させてください。資料の 45 ページと 46 ページをご覧ください。ここで、少し土砂災害警戒区域等についてのご説明をさせていただきます。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）は、土砂災害防止法に基づき都道府県が指定する「土砂災害の恐れがある区域」というふうになっております。中でも、レッドゾーンについては、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域となっております、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われております。

ここでいう特定の開発行為というのは、住宅地の分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった要配慮者利用施設の建築開発行為であって、今回審議、それから報告を行うような案件であります事業用地の造成とか、残土処理場、それから太陽光発電施設については、これには該当しないということになっております。

46 ページをご覧ください。

県の防災マップでは、先ほどご説明をさせていただきましたレッドゾーン以外にも法指定をされている範囲で開発等に制限行為の許可が必要となるものとして、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域、それから砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域がございます。地すべり防止区域は、砂防指定地があれば防災砂防課、それから保安林等がありましたら治山林道課、土地改良事業施行地域等がございましたら農業基盤課のほうが所管課というふうになっているところです。

説明につきましては以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。

最後に 45、46 ページ、土砂災害警戒区域等々のご説明、補足でいただきましたが、これは、すべての諮問案件及び報告案件、あとはモニタリングも含めて共通することですので、ご理解ください。

そうしましたら諮問案件、整理番号 1 番、春野町の森林地域ですね。去年見たやつですね。ご意見、ご質問等々ございますでしょうか。

細長く切ってるんですね。これ、確か道路だったと思います。で、発電所用地にアプローチするところですね。

去年、報告のときにご意見、ご質問ありましたっけ、これ？ あんまり特にあれでしたかね。

そうしましたら、また後ほどでもご意見、ご質問を受け付けますので、先に進みたいと思います。

そうしましたら諮問案件の 2 番、いきたいと思います。佐川ですね。お願いします。

(事務局 中平課長)

それでは、この資料の 11 ページをご覧ください。

整理番号 2 の佐川森林地域の縮小案件について、ご説明をさせていただきます。

場所は、右側の位置図に示しておりますけども、佐川町の中心地より西側で、仁淀川林産協同組合、佐川集材センターのすぐ南側の山林になっております。開発に伴い縮小する森林面積は約 1 ha で、変更理由としましては、残土処理場としての利用になります。それから他地域との重複関係につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

12 ページをご覧ください。

事業の概要としましては、国が、残土処理場として林地開発協議を届け出ておりまして、令和 2 年の 4 月 7 日に許可を要しない開発として受理をしまして、令和 5 年 2 月 28 日に事業完了届が提出されたことから、今回、諮問事項として森林地域の面積を縮小することとなったものでございます。

事業区域は約 2 ha で、縮小する森林面積は、形質を変更する森林部分から造成森林を除いた約 1.5ha となっております。

13 ページに、完成写真を掲載しております。

それから 14 ページには、開発エリアを示した防災マップを掲載しております。ご覧のとおり、警戒区域等には入っていないというところでございます。

整理番号 2 の佐川森林地域の縮小に関する説明は、以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

国の国道事業に伴う残土置場をつくってるんですね。これに関していかがでしょうか。これも令和 2 年、第 58 回の報告案件で出てますね。相手が役所だからといって、攻撃の手を緩める必要……、攻撃するわけではないですけども。いかがでしょうか。

新しい委員の方もいらっしゃるので、ご説明いただきたいのが、これ、事業主体が役所の場合、確か、林地開発、許可を要しない開発になるんですね。このへんの、ほかの民間の開発と、この役所の開発の手続きの違いを簡単にご説明いただけますか。

12 ページを見ると、林地開発協議、許可を要しない開発になってます。

(治山林道課)

治山林道課、谷本です。林地開発の協議と許可の違いについては、双方審査する内容はしっかりと

審査をさせていただいています。

協議となる案件につきましては3つありまして、1つ目が国又は地方公共団体、もしくはこれらに準ずる団体などが行う開発行為ということで、国が行う本件については、協議で審査しております。

他にも省令で定める公益性の高い事業ということで、土地収用法等が該当します。ですので、例えば道路法であるとか、あるいは学校教育法に基づくものについては、協議ということになっております。

(笹原会長)

ということですね。はい。

だから役所及び土地収用法、事業に伴う、の案件については、協議、つまり許可を要しないということだそうです。

ということで、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

次に3番、黒潮町ですね。お願いしたいと思います。今度は、中村か。

(事務局 中平課長)

それでは引き続きまして、15ページをご覧ください。

整理番号3の黒潮森林地域の縮小案件について、ご説明をいたします。

場所は、右側の位置図に示しておりますけれども、黒潮町の佐賀地区の北東に位置する山林になっております。

開発に伴い縮小する森林面積は約5haで、変更理由としましては、残土処理場としての利用により、現況が森林でなくなったためというところです。他地域との重複関係につきましては、用途に定めない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

16ページをご覧ください。

事業の概要としましては、国が、残土処理場の造成及び工事用道路の建設として林地開発協議を届け出ておりまして、平成24年4月2日に受理をしまして、令和5年の3月末に事業完了、それから同年4月7日に事業完了届が受理されたというところから、今回、諮問事項として森林地域の面積を縮小することとなったものでございます。

事業区域は、約9haで、縮小する森林面積は、形質を変更する森林部分と同様、約5.5haとなっております。

17ページに、完成写真を掲載しております。

それから、18ページには、開発エリアを示した防災マップを掲載しておりますけれども、ご覧のとおり、警戒区域等には入っていないというところでございます。以上になります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。またしても国ですね。道路事業でございます。何かご質問、ご意見等々ございますでしょうか。

委員、お願いします。

(委員)

先ほどの2番も同じで、国が事業主体である残土処理場と。こういった結構規模の大きな盛土、全国どこでもあるんですけど、最近、豪雨に伴う盛土が土砂災害を起こすというような事例もあるんですが、県内でも農地造成もあり、そういった宅地造成もあって、その下流側に大体沈砂池を設けていると思うんです。ちょっとこれ、図面でわからないんですけど。土砂が洗掘されて出てくるときに、流水に混じる土を一定、その沈砂池で落ち着かせて下流にはできるだけ濁った水を出さないような措置だと思うんですけど、結構年数が経つと、これがいわゆる砂防ダムみたいなものと同じですけど、土砂が堆積して、その機能がちゃんと確保されているのかどうか疑問な箇所も結構あると思うんです。

国が主体ですから、多分将来的にも管理はされているんだろうとは思いますが、そのへんの将来の土砂の流出ですね。特に盛土をこれ、あと利用しない、その盛土のまま存置するということになると、やっぱり将来的には豪雨に伴う土砂の流出というのが心配になるんで、そのへんの考え方について何かありましたら教えていただきたいなというところです。

(笹原会長)

ありがとうございます。

盛土及び特に沈砂池の管理ですね。技術的な検討をしていただいている治山林道課さんからお願いします。

(治山林道課)

おっしゃるように、近年、こういったものに対する目が多い中で、技術上、審査させていただいてますけれども、工事期間中につきましては、1 ha 当たり 1 年間 400 m³の土が出てくるというようなことで審査させていただいてまして、それに応じた沈砂池を設置しているということになっております。

工事期間中は、メンテナンスが必要ということで、沈砂池の容量が満タンになる前に重機等で掘削していただいています。その後ですけれども、森林に戻れば年間 400 m³メートルから、土のむき出しの状態からもう一歩進んで緑になるということですから、15 m³ということで考えておりまして、その間、400 m³から 15 m³になる間については、土砂が流出しないように気をつけながら指導しているようなところです。

(笹原会長)

ということで、委員、15 m³になるまでは指導はして……。指導って強制になるんでしょうか？工事中は半ば強制なんだろうけど、工事が終わった後はいかがでしょうか。

(治山林道課)

林地開発の許可制度上でいいますと、完了検査を行えば、森林法上の林地開発に対する効力は継続されないというような性質のところがありますので、その後については、出てきた案件ごとに丁寧に対応していこうと考えているところです。

(笹原会長)

はい。わかりました。ですから、強制はできないけれど、個別法の中でご対応いただいているというところですかね。

これ、森林法だけではないですかね、今の。15 m³とか、そのへんはちょっと変わってくるんですけど、森づくり推進課さんとか、農業基盤課さんとかも同じようなシステムでしょうかね、何かあるとしたら。ないのか、そういうのは。

(森づくり推進課)

森づくり推進課のほうはないです。

(農業基盤課)

基盤課も……。

(笹原会長)

わかりました。そうしたら基本的には森林地域ですね。ということで、委員、そういうことだそうです。

(委員)

ちょっとよろしいですか。

(笹原会長)

はい。じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

先ほどの説明で、この残土の処理した後、この表面が土が出てる状態で何年いるかはわかりませんが、この土の状態だと本来の森林の表面浸食防止機能というのが失われて、鉄砲水がもうどこであれ、これ、すぐ、雨が降るとものの何か月で表面が固くなるんです。で、中の保水力がのうなるから、どんどん、どんどん、鉄砲水が流れてくるということは、当然、森林の表面の浸食防止機能を損なってる状態で、国がやっても、この後ですわ、問題なのは。この土のままずっと置くと土砂の流出以外にも、保水能力がなくなるということで鉄砲水が出るということは間違いなく実証されてるんですが、この後、どういうふうなかたちになるんですか。植林して、なんとかするとか。

(治山林道課)

場所によっては、造成森林ということで木を植えたりするところもあるのですが、当現場については、この状態ですので自然に草が生えてくるとか、そういったことになろうかと思います。

(委員)

相当時間がかかります、元に戻すのは。

(治山林道課)

場所によると思いますが、茅であるとか、そういった草本類については、長い時間かけずとも生えてくるようなところはあるというふうには考えております。

(委員)

保水力の問題やけどね。まあ、はい。

(笹原会長)

ただいづれにしてもさっきの 15 m²に収まるまでは、治山林道課さんのほうで監視というか、モニタリングしているということですかね。

(治山林道課)

完了後、結構、県内たくさんありますので、一つ一つは厳しいところがあります。私ども 3 人のチームで対応しているんですけども、なかなか十分に目が行き届かないところはあるのですが、ただ、そういったところで土が出てることがあれば、何よりも優先して現場を見に行って、確認をしながら適切な対応をさせていただいているところです。

(笹原会長)

そういうことだそうです。

(委員)

はい。

(笹原会長)

特に、国の道路事業って盛土命みたいなところがあって、カチカチの盛土をつくるんですね。ですから例えば、32 号の根曳越えたところの右手にもカッチカチの盛土があって草が全然生えてませんけれど、もうちょっと彼らにもそのへん考えてほしいなっていう気はするんですが。はい。

特に 16 ページの図面だけ見ると法面が緑化盛土法面になってるんですが、なかなかこういうところの緑化がうまくいってないところがあるような印象です。印象でものを言うのは良くないんですが。

(委員)

よろしいですか。

(笹原会長)

じゃあ、委員。

ちょっと待ってくださいね。

だから、特に国に限らず、盛土したところっていうのは、後々、少しマークしとかないといけない

ということでしょうかね。これ、各個別担当課、特に治山林道課さん大変になるんですけれど、そういう対応だということで、私どもも少し頭の中に残しておきましょう。はい。

じゃあ、次、お願いします。

(委員)

ちょっと教えていただきたいんですけれども、こういった国なんかが盛土をした場合、ここの土地そのものの地権者は一体どなたになるんですかね。この土地の地権者自体の義務といいますか、先ほどの流出とかそういったことに関する責任というか、そういったものが問われてきて当然じゃないかと思えますけれど、そこのところ、地権者がどうなっているのか。地権者について、そういった義務が課されているのかどうなのか、ちょっと教えていただきたいところです。

(笹原会長)

いけますか、治山林道課さん。

(治山林道課)

はい。買収してるケースが多いかと思います。ただ施行同意でやられているようなところもありまして、県の道路工事なんかもそうですけれども、基本的には分筆して、買収しているようなケースが多いように感じます。

(笹原会長)

これ、数年前、委員から、「いや、そんなことはなくて」って話があったと思うんですが、またちょっと思いできますか、委員。

(委員)

はい。言われるように、そういう、いろいろ事故が起こった場合、当然因果関係が出るからもちろん国が責任持ってやってるんですが、私の経験では、結構、その土捨て場、借地でやって地主さんに戻してるとかいうような場合があるんで、やはり……。

これ、国土法の届出も、もし、国が買うと……、国が買う場合は必要ないですわね。民間の場合は、当然、1万㎡かで、国土法の届出が要るんですが、これ、国の場合は要らないでしょう？ 届出ね。で、その場合、届出ないから売買が起こっているかどうか確認できないわけですが、売買、もしせずにやっている場合は、やはり今後そのモニタリングというか、民間の方に国交省が事業して、盛土して、それによって災害が起こるケースもないという可能性はゼロでないですから、やはり一回、所有権を確認して。県のほうも相応の責任というか、その所有者がわかっているかどうか、災害の問題までですね、という確認する必要があると。僕の経験では売ってないのも結構あるみたいですから、また確認してください。

(笹原会長)

治山林道課さん、所有者の確認って協議の中でできますか。

(治山林道課)

確認できます。謄本を添付してもらっていますので。

国に限らずなんですけれども、借地でやってるときには、所有者さんと開発事業者さんの間で取り交わしがされていると思いますので、そちらのほうの効力がどういったところかというのも一つあるのかなというふうに考えています。

(笹原会長)

そうですね。はい。法律上、どこまで何ができるかっていう問題はあるんですけど、それはそれとして、工事完了後、先ほど治山林道課さんがおっしゃったような、できるだけのフォローをして見ておいていただくというところ、ぜひ、ぜひというか、お願いしたいと思います。

あとは、本当はそういうところ、各担当課を超えて、少し県全体として何かモニタリングできるようなシステムが必要なんだと思うんですね、本当はね。衛星使うとかですね。そうとはいえ、とにかくそういうかたちで少し。で、私ども委員も少し胸の中に入れておきましょう。

はい。じゃあ、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次、整理番号4番、お願いします。最後になりますね。四万十市。

(事務局 中平課長)

はい。それでは、19 ページをお願いいたします。

整理番号4の四万十森林地域の縮小案件について、ご説明をさせていただきます。

場所につきましては、四万十市の具同からさらに西側、高規格道路の間（はざま）インターチェンジの北西に位置する山林部分となります。

太陽光発電施設の建設にかかる他用途転用により、森林地域を縮小するものでございます。用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

本件は、令和元年度の第57回国土利用計画審議会で報告をしているものでありまして、今回の諮問内容としましては、太陽光発電施設が完成し、個別規制法所管課により森林地域から除く範囲と面積が確定をしましたので、土地利用基本計画図において、約57haの森林地域の縮小を行うものでございます。

20 ページをお願いいたします。

今回の開発計画図を示したものです。

事業の概要としましては、民間事業者Bが民間事業者Cと共同で、約37MW規模の太陽光発電を目的とした造成工事を行ったものでございます。個別規制法所管課により、平成31年3月に林地開発許可が出され、令和元年7月、それから令和4年の10月に変更、それから令和4年11月に事業が完了しまして、同年12月21日に完了確認を行っているというところです。

それから、事業区域は、約108haで、縮小する森林面積は、形質を変更する森林部分から造成森林を除いた約57haとなっているところです。

21 ページに、上空からの完成写真を載せております。

それから22 ページには、開発エリアを示した防災マップを掲載しておりまして、ご覧のとおり、警戒区域等には入っていないというところでございます。

整理番号4の四万十森林地域の縮小案件についての説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。四万十市ですね。これは、結構でかいですね。事業区域 108ha で、今回の縮小面積も 57ha と大物でございます。第 57 回で一回報告がなされているということでございます。いかがでしょうか。

これ、平成 31 年の当初が事業区域が 9.28……、9.3ha。で、その後、変更(1)、だから令和元年、第 57 回の報告だったときに事業区域が 105ha にバーンと広がったと。その後、完了まで大体この令和元年のベースでいってるんですけど、この当初からドーンと事業区域が増えた理由っていうのは何でしたっけ？

(治山林道課)

そのときの資料が、手元にないのですが、当初の 9ha から一気に増えてるんですけども、10ha 超えると土地基本条例のほうで地元説明というのも必要になりますので、そちらのほうをかけてしっかりとやってきていると。ですので、当初、計画していた小規模だったものが大きくなるものについては、地元住民への説明もしっかりしたうえで拡大しているというような経緯でございます。

(笹原会長)

とりあえず、初め、平成 31 年は、林地開発許可だけとりあえず手をあげたみたいな感じですかね。

(治山林道課)

はい。

(笹原会長)

わかりました。

事業主体は、かわっていないわけですかね。

(治山林道課)

はい。かわっていません。

(笹原会長)

わかりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かご意見、ご質問ございませんか。

いずれにしてもちょっと私どもの審議会に出る中では大物ですので、少し、今後、われわれも心にとめておかないといけないかと思いますが。

(委員)

また、よろしいですか。

(笹原会長)

委員、お願いします。

(委員)

勉強不足で申し訳ないんですけども、先ほどありました事業面積が、事業区域が急激に大きくなったという話ですけども、この事業区域の設定については何か条件といいますか、あるんでしょうか。事業を行っただけで影響のある範囲を事業区域として指定するのか、そのあたりの指定の仕方ですね。あるいは、業者が購入というか、事業のほう、これだけのエリアでやりたいということで、業者側がこれは、業者、開発転用する主体のほうに指定して申請してくるものなのか、それとも行政側からこれだけの事業区域を設定してやるものなのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいんですけども。

(笹原会長)

お願いします。

(治山林道課)

事業者側になります。ご存じのところもあるかと思いますが、事業者側が、どういう開発をしたいかということで、森林法第5条で設定している区域において一定の面積を超えると林地開発の許可を取得していただくということになりますけれど、その中で4つ、防災の視点から、水害、災害、水の確保、環境の保全について審査しています。本件含めてなんですけれども、林地開発の許可につきましては、事業者が計画をします。それに対して開発審査をしているということでございます。

(笹原会長)

はい。委員、いかがですか。

(委員)

行政側のほうから、このエリアはちょっと影響が大きいから事業区域に入れろとか、そういうことはなくて、あくまでも業者側のほうが自分たちの、いうたら、所有権、利用権のある土地について、こういった開発をしたいということで申請するというふうに理解していいですね。はい。わかりました。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

民間の経済活動なので、役所の審査でできることも限られているというところはございます。ただし、私、砂防事業に関する協議というか、許可しか出したことないんですけど、相当ビシッとした厳格な技術基準に基づいて技術審査をなされているというところは、お話をしておきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか、四万十市。委員、お願いします。

(委員)

本件なんですけれども、令和元年7月22日変更っていったときに、これ、ちょっと予習じゃないですけれども資料を見てきたら、森林保全部会の議事録っていうので、審議されて、その結果、これが認められて開発行為が行われたっていう議事録が出てきたんですね。それを見ますと、盛土だ、切土だ、緑化、これについてはやっていかなければならないみたいな審議がされていました、そのときに。外国の種子を吹き付けないとか、そういった。

で、この審議会の森林保全部会の議事録を見ると、これがきちとなされて、今回、この許可というのを諮問されたということになりますでしょうかね。

(治山林道課)

はい。そのとおりかと思います。

(笹原会長)

各事業部局というか、各個別法の審議、終わった後に、私どものこの委員会というのは、総合調整の委員会ですので、二重チェックですね、そういう意味でも。ですから、今の委員のご質問に対しては、治山林道課さんが答えられたとおりかと思います。

(委員)

ちょっといいですか。

(笹原会長)

はい。委員、お願いします。

(委員)

この15haというのは、ほぼ全域、この写真で見るとメガソーラーの太陽光発電がされてますね。これ、何かグレーで写ってるけど、これがそうでしょうか？

(治山林道課)

はい。そうです。

(委員)

現場も太陽光発電されてるという状況ですね。

(治山林道課)

はい。

(委員)

僕らの認識で、今引き取り価格10円ぐらいになってるから、十何年前の4分の1になってるから、これだけの需要は、すごいなと思うんですが。この開発地域全域が、これ、ほとんどそしたら発電の

パネルが入っていると、こういう状況ですか。

(治山林道課)

はい。そのような状況です。

(委員)

そうですね。何か、これを見ると間際まで津波浸水予測地域が来てるから、将来にわたって高台移転とかいうような感覚で森林地域をちょっと広げるのを拡大したのかなというふうに考えると……。僕だけかも知れないけど、そういう可能性がないかなという気がして見てたんですが。

(治山林道課)

山の少し高い所にありまして、津波浸水区域ではないところのエリアに属しています。

(委員)

ないですか。いや、この間際まで浸水区域ですよ。

(笹原会長)

これ、間際に見えて、全然……。22 ページでしょう？ かなり上ですよ、これ。

(委員)

ああ。そうか。そうか。

(笹原会長)

おそらく山の上の见えないところにつくっているパターンですね。そうですね。

(治山林道課)

そうです。

(委員)

わかりました。はい。

(笹原会長)

はい。そしたらよろしいでしょうか。

(委員)

すいません。

(笹原会長)

委員、お願いします。

(委員)

すいません。国見駅の近くでちょっと建築の仕事をしたことがあるので、そのときに、地元の人の話を思い出してみてもいいかな。

この中筋川っていうのが結構氾濫したりして、この辺りって結構、水浸しになる地域なんですね。19 ページの地図を見ると、細い河川が予定地まで走っていて、それが中筋川にどうも流れ込んでいくような様子が見えるので、万が一、この森林じゃなくなって、保水力がなくなってっていうことになったときに、中筋川、大丈夫かな？っていうのがちょっと心配になりました。

今日、来ていらっしゃる委員さんの中に、河川とかの担当の方がいらっしゃらないのもちょっと気になって。そういうところも、先ほど笹原先生もおっしゃられましたけれども、県が一体となって、いろんな部署と協同してっていうか、協議をしていただけたらなというふうにちょっと感じましたので、お願いしたいと思います。

(笹原会長)

これ、あれですよ、治山林道課さん。ピーク流量を見てますよね。ピーク流量というか、出てくる水の量も。

(治山林道課)

はい。そうです。

(笹原会長)

そのへんのご説明をお願いします。

(治山林道課)

はい。

委員、おっしゃられたところでいいますと、20 ページを見ていただけますでしょうか。

水色で洪水調整池ということで書いているところが複数あるんですけど、開発前と開発後に水の流れる量が増えないように、池の構造のものを設置しまして、そこに水を溜めて、オリフィスと言うんですけど、小さな穴、縦何十 cm、横何十 cm というものを抜きまして、チョロチョロと水が流れ出るようにする洪水調整池というものを設置しまして、開発前までの流量、水が流れ出る量まで調整できるよう審査をしています。下流の河川では、当案件につきまして水量が増えるところは開発前までの水量に調整されたものが流れ出てるということになっております。

(笹原会長)

そういうことです。

(委員)

多分そうやって計算上、水の量が何かっていうのは計算ができると思うんですね。ただ森林じゃなくなるときには、土や砂も一緒に流れると思うんです。それが川に行ったときに、中筋川ってすごく緩やかな川なんですよね。とても緩やかに流れる川に土砂が流れ込んでしまうと、その流れが止まって、また溢れてくるというような可能性がないのかなっていうのがちょっと心配になったんです。

(笹原会長)

法律で、森林法で定められた範囲での審査しかできないので、確かに土砂の話とかは……。でも土砂混（土砂混入率）とか、考えてますよね。

(治山林道課)

はい。

(笹原会長)

例えば、流量がこうだったらこれだけ土砂が入るものとするみたいな。

(治山林道課)

はいそうです。そちらにつきましては、洪水調整池の下のほうに土をためるポケットを設けまして、その上に先ほど説明させていただきましたオリフィスという水が流れ出る口を開けます。基本的には、土は下にたまって、外には出ないという構造になっております。

(笹原会長)

はい。そういうことです。ですから、想定外のことが起きない限りは、とりあえずいけると。あとは、一番初め、整理番号2番だったかな？ 委員がご懸念されていた調整池が埋まっちゃうとか、そういうことがなければ大丈夫……。まあ、大丈夫だよというふうに信じたいところでございます。でもいずれにしても、ちょっと行政の枠を超えたところでの情報交換は必要かと思います。

中筋川の河川整備計画、私も関わってますんで、こんなのがあったんかと思って、ちょっと、今度事務局に情報提供したいと思います。

あとよろしいですか。ありがとうございました。

そうしましたら整理番号4番までいきました。これで諮問事項は終わりですね。

まず、答申をつくらなければいけません。というか、用意のいいことで……。

これは私のほうから読むんでしたっけ？

(事務局 中平課長)

事務局です。

(笹原会長)

お願いします。

(事務局 中平課長)

それでは、答申書の案になりますけれども、朗読をさせていただきます。

「5 国土審第 2 号 令和 6 年 2 月 19 日 高知県知事 濱田省司 様

高知県国土利用計画審議会 会長 笹原克夫

高知県土地利用基本計画の変更について (答申)

令和 6 年 2 月 19 日付け 5 高用対第 707 号で諮問のありましたうえのことについては、諮問どおりの変更を認めます。」 以上になります。

(笹原会長)

いかがでしょうか。

なんか前回、答申書の文言について、意見が出たような気がするんですが、これ……。

(委員)

改善されているなと思いました。

(笹原会長)

そうですか。何だっけ、あれ？

(委員)

「変更を適当と認めます」って今までつかわれていたのを、決して適当と思ってないなっていうので、「認めます」ぐらいでいいのではないかと申し上げたところ、変更されているなど。はい。

(笹原会長)

だからなんて言うのか、100%オッケーだよって言ってないってことですね。

(委員)

せめてもの抵抗が認められた気がします。

(笹原会長)

本当はこの後ろに、「なお、議事録も見てください」って書きたいところですが……。こんなこと、会長が言っちゃあいけませんけど。

そうしましたら、いかがでしょうか。この答申案につきまして、お認めいただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。

そうしましたらこういう答申案で県知事のほうにお返ししたいと思います。

なお、特に一番最後の4番ですね。規模も大きいので、少し今後モニタリング等々の必要があるかと思います。あとは、さっき、国の盛土のやつ、少し議論が出たのと、私も全然草が生えないのが気になっているところが何箇所かあるんで、国の盛土も少しモニタリング案件にしてもいいかもしれないですね。多分快くやらせてくれると思います。中にも立ち入らせてくれると思いますし。

(事務局 中平課長)

次のモニタリング調査のときに、そのあたりも加味したうえで、ちょっと検討しながらできる範囲でやっていきたいなと思っています。

(笹原会長)

そうですね。よろしくお願いします。

じゃあ、これで諮問案件の審議は終わりにいたします。

続いて、今度は報告案件ですね。23ページか。こちらのほうをお願いしたいと思います。

(事務局 中平課長)

それでは続きまして、報告事項の説明をさせていただきます。

資料2の23ページをご覧ください。

まず、最初に本日の審議会のほうでご報告をさせていただく案件について、この23ページに一覧表等がございます。タイトルが、「土地利用基本計画の報告事項について」というページのほうで、林地開発許可の状況等を載せさせていただいております。

今回は、高知市が5件、それから土佐市が1件、四万十町1件の合計7件について、ご報告をさせていただきます。表の青色、1から4番ですけれども、これは初回の開発許可について、それから緑の部分、5番から7番、これは変更許可ということで記載をさせていただいております。

それでは、24ページをご覧ください。

報告番号1の高知市池森林地域の縮小案件でございます。場所は、位置図に示しておりますとおり、高知医療センターの東側にある山林となっております。

開発に伴う森林の縮小面積は約3ha、それから変更理由としましては、太陽光発電所建設の造成にかかる他用途転用によるものでございます。他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域である都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

次に、25ページをご覧ください。

上空からの写真と計画図を掲載しております。

事業の概要といたしましては、民間事業者Dが太陽光発電施設を建設するものでございまして、令和5年2月に林地開発許可を受けており、許可期間は、認可日より1年間の予定となっております。

26ページをご覧ください。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せております。

報告番号の1の高知市池森林地域の縮小案件に関する報告は以上となります。

(笹原会長)

はい。報告番号1番、高知市池ですね。いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

(委員)

これ、ちょっといいです？

(笹原会長)

委員、お願いします。

(委員)

はい。ここは民間事業者Dということは、民間事業者Eに関係ある会社ですが、これ、以前、宅地開発で許可が下りてまして。それ、なぜかわかりませんが、この開発許可がとん挫して、それから林地開発、出てきたと。そういうことになるんですかね。前、これ、宅地開発が下りてたはずですが。

(笹原会長)

前というのは？

(委員)

数年前ですね。

(笹原会長)

今回の、この審議会の中で？

(委員)

いや、この審議会以前に、何年か前に宅地開発で許可が下りてまして、で、今回、これ、造成工事仕上がってますよね、ほぼ。林地開発が出て、宅地開発がうまいこといかんき、この林地開発を何か変えてきたと、そういうことです？ まあ、われわれの情報では、これ、宅地開発許可下りてましたよね。

(笹原会長)

何かわかる場所ありますか。わかる範囲で結構です。では治山林道課さん。

(治山林道課)

はい。宅地開発許可は現在もありまして、今回、25 ページの赤丸で囲ませていただいている左側のエリアが宅地開発のエリアで、その横に太陽光ということになります。

(委員)

そういうことか。

(治山林道課)

はい。

(笹原会長)

この赤の横だから、この土がむき出しになっているところが、宅地開発していると。

(治山林道課)

今の赤丸の左側が宅地開発しているところの場所になります。

(笹原会長)

じゃあ、それとは別の審議ですね。

(治山林道課)

はい。

(笹原会長)

だそうです。

(委員)

ちょっといいですか。われわれ業者から見ると宅地開発の許可取って、こっちがなぜ宅地開発取らないのかというのは、まったくわかりませんが、林地開発の名前で開発許可を取って、後で宅地に変更すると。まさにそういう状況が見えかかってるんじゃないですか。

この左手、仕上がってますわね。これ、宅地開発の許可、下りてるでしょう、ここは。林地開発でやると宅地分譲できないもので、なぜかなと。これ、高台移転のために多分民間事業者E、開発工事やってると思うんですが、そこらへんの林地開発の名前で宅地開発をやってるんじゃないかという、ちょっと素朴な疑問というか。しょっちゅう言ってますけど。

(笹原会長)

何か、治山林道課さん、わかる範囲で。

(司会)

これ、別案件ですので、先ほど治山林道課が言っていましたとおり、この左手は今も民間事業者Eが持ってますので。

(委員)

そうです。わかります。

(司会)

で、そこは宅地開発ということで今も多分継続で、そのまま許可申請、あがってきておるといいますけど。

(笹原会長)

あれですね。今後の経緯を見守る必要があるということですね。

(事務局 中平課長)

先ほど補佐がお答えしましたが、今回の赤丸の左側の広大な土地については、土地基本条例のほうでも当課のほうに申請があり、まだ継続案件になっております。

(笹原会長)

そうですか。

(事務局 中平課長)

実際、この現場は造成されて宅地の形状にはなっているんですけども、まだ途中という状態です。

(委員)

竣工検査が下りてないということ、そういう状況でしょうか。

(事務局 中平課長)

まだ手続きが継続しているという状態です。

(委員)

わかりました。

(笹原会長)

そういう意味で、広い意味でのモニタリングというか、見ることができているわけですね、今のところは。

ではちょっと、これは報告案件ですから今後の推移を見守りたいと思います。

(委員)

よろしいですか。

(笹原会長)

はい。お願いします。委員。

(委員)

冒頭の説明ですとね、こちらの審議会に報告事項としてあがってくるものは、それぞれの各法の許

可行為なりのあがってくるより前に、報告事項があがってきて、それから各法の許可が下りて、最終的にさっきのあの諮問、答申みたいな手続きになるってご説明でしたけど、今回の件でいきますと、林地開発許可は既に令和5年の、昨年の2月21日に、これ、許可されてますよね。ですから、その手順前後ってことはないんでしょうか。

(笹原会長)

事務局、お願いします。

(事務局 中平課長)

許可が下りて、これから太陽光発電の実際の工事が始まって、最後、工事が完了したら次、諮問案件として審議会に諮問をするという、そんな流れになるので、今回は報告ですので、林地開発許可が下りて、今報告になっております。

(笹原会長)

じゃあ、お願いします。委員。

(委員)

それは、この許可が出される前に報告がなされるわけではなくて、許可は先行するんだけど、完了前の段階で報告事項としてあがってくる、そういう理解でよろしいんですか。

(事務局 中平課長)

そうですね。まず森林審議会のほうでこの林地開発許可の許可が下りた後に、その情報がうちのほうに回ってまいりますので、うちのほうは許可が下りたものを、まだ現場が完了する前の状態で、今まだ諮問案件になる前ということで、まずは報告させてもらって、完了後に諮問するという、そういった流れになります。

(委員)

たびたびすいません。それがこの審議会の一般的手順なんですね。つまりは最初の会長のご説明ですと、第一発目の報告案件が大事で、個々の許可が出る前にいろいろ言いたいことがあれば言うておく必要があるということですけども、許可自体は出されているわけで、その意味ではあんまり報告のところで言っても、もうそれは許可が出されてますよってということになりはしないかと、ちょっと懸念をした次第でございます。

(笹原会長)

林地開発許可は出てるんですが、竣工していないということで……、これ、報告事項ですからそもそも権限ないわけですよ。ですけど、工事終わる前ですので、何か、例えばいろんな手を尽くせばこの申請者にわれわれの声を届けることができる可能性はあるよね、という意味でございます。

多分法律上ぎちぎちに考えると、終わるまで何も言えないのがこの審議会なんですよね。実は私が

会長に成り立ての頃にかなり皆さんに閉塞感があって、こんなの無駄じゃんっていう投げやりな意見が出てました。でも、そうじゃなくて、少しでも頑張ろうぜということで、そういう方向に皆さん向いていただきましたので、そういう意味でこの報告事項、まだ工事は終わってないから何とかなるかもしれないよって考えようよって意味でございます。

(委員)

理解しました。ありがとうございます。

(事務局 中平課長)

われわれも森林部とも情報共有を図っていますので、この審議会のほうで委員の皆さんからいろんなご意見が出ますので、そこで当初の林地開発許可の内容と違うことをやっているということがあれば、われわれも情報共有したうえで、現場のほうの指導とか、調整をしていくという、そんな話になると思います。

(委員)

ちょっといいですか。

(笹原会長)

じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

やはり農地法も農業委員会も一緒なんですけど、目的外使用を、例えば太陽光発電とか、残土処理、目的外使用した場合、これ、当然報告事項ですから今の段階では何も言えませんが、諮問事項で、竣工が終わった後にわれわれが言う。で、目的外使用して、改善しない。そうすると農地法も一緒なんです。次に出したときになかなか許可下りないです。県のほうの農地を買う場合。で、一定のそういう県のほうもそういう目的外用途で使用してやった場合には、そういう拘束力はある程度、許可するときに、林地開発許可のときにもてるんじゃないですか？と思いますけど。

(笹原会長)

どうですか。

(治山林道課)

林地開発許可で言いますと、例えば環境に配慮したものの残置森林は用途により変わってきます。例えば、事業用地であれば残置森林を何%残してくださいよという基準なんですけれども、それが土石の採掘、石を採るものであれば周りから見えないように、周りに 30m の残置森林を残してくださいというように、審査基準が変わってきますので、そういったときはしっかりと目的変更の許可を取っていただいたうえで、事業を進めていただくように指導と言いますか、対話を重ねています。

(笹原会長)

そういう意味では、そういう用途が変わってくると技術的審査の基準も変わってきますので、そういう指導という意味で、かなりおさえることはできると。限界はあるんでしょうけれども。ですからそういう中でやっぱり用地対策課さんと治山林道課さん、森づくり推進課さんとか、農業基盤課さんにもそういう意識を持っておいていただくということかと思います。

ですからわれわれ、治山林道課さん等々をはじめとする各原課の皆さんを責めちゃいけない。仲間だと思え、というところですね。こういう言い方をするとちょっとあれなんですけれど、お互いに情報提供をし合っているというふうな位置づけにお考えいただければありがたいなと思います。

そうしたらこの報告番号1番、今後の推移を少し注意深く見守るということでまいりましょうかね。

(委員)

ちょっとよろしいですか。

またちょっと変な質問かも知れませんが、宅地開発の許可が下りたときに残置森林の残っていた部分があるかと思うんですけども、こちら、今回の森林の転用の部分ですね、その部分は宅地開発のときの事業区域と重なりはないんですか。要は、宅地開発のときの残置森林が今度転用……、転用というか、そういったものに充てられるとかいうことではないんですか。

(笹原会長)

これはいかがですか。お願いします。

(治山林道課)

事業区域の外枠に関しては、ダブっていません。それぞれの開発に対して残置森林等々審査させていただいております。

(笹原会長)

ということで、かぶりはないということです。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

そうしましたらよろしいでしょうか。

次に、報告番号の2番、高知市の朝倉でございます。アジロ山か。お願いします。

(事務局 中平課長)

それでは、27ページをご覧ください。

報告番号2の高知市朝倉森林地域の縮小案件でございます。

場所は、位置図に示してありますとおり、国道 56 号土佐道路の荒倉トンネルの東側の山林となります。

開発に伴う森林縮小面積は約 3 ha で、変更理由としましては、太陽光発電所建設の造成にかかる他用途転用によるものとなります。他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域と農用地区域を含む農業地域及び普通地域の自然公園地域となっております。

28 ページをご覧ください。

上空からの写真と計画図を掲載しております。

事業の概要としましては、民間事業者 F が太陽光発電施設の建設を行うもので、令和 5 年 2 月に当初の林地開発許可を受けておりまして、許可期間は、許可日より 3 年間の予定となっております。

29 ページをお願いします。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せております。

報告番号の 2 番、高知市朝倉森林地域の縮小案件にかかる報告は以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。この報告番号 2 番、いかがでしょうか。

(委員)

すいません。

(笹原会長)

委員、お願いします。

(委員)

手前を見ると太陽光パネルがよく写っているんですけど、これ、別々の業者さんがやっているということですね。

(笹原会長)

事務局、お願いします。じゃあ、治山林道課さん。

(治山林道課)

はい。別業者になります。

(委員)

ありがとうございます。

すいません。もう一つ。

(笹原会長)

委員。またお願いします。

(委員)

それとはまた別なんですけれども、造成森林ですね。これ、造成緑地って、それぞれ別の使い分け、先ほどもしてたと思うんですけど、そこの、すいません、定義というのを教えていただけますか。

(笹原会長)

造成森林と造成緑地の違いですね。

(治山林道課)

造成緑地のほうは、草本類になります。種子の吹き付けをして緑になるということが造成緑地です。造成森林のほうになりますと、木を植えていただいて山に戻していただくというようなさび分けになっております。

(笹原会長)

はい。委員、いかがですか。

(委員)

そのさび分けはどういうふうに決めているんですか。その面積に対して緑地と木の割合だったりというのは、法律に定められているのでしょうか。

(笹原会長)

どうですか。治山林道課さん。

(治山林道課)

はい。残置森林の中に、森林率というのがありまして、その森林率については確保していただくというような基準になっておりますので、その森林率を確保していただくために、木を植えていただくエリアがあって、事業開発することになります。

(委員)

ありがとうございます。

(笹原会長)

そのへんをきちっと審査されているということですね。

ほかにいかがでしょう？ よろしいでしょうか。私も3年ぐらい前、コロナの初め頃によくこの辺り散歩していたんですけど、いろんな業者が開発していますね。じゃあ、よろしいでしょうか。

次、報告番号3番、今度は春野町ですね。お願いします。

(事務局 中平課長)

それでは、30ページをご覧ください。

報告番号3の高知市春野町森林地域の縮小案件でございます。

場所は、仁淀川河口付近の春野町西畑地区の東側の山林となります。

開発に伴う森林の縮小面積は約7ha、変更理由としましては、太陽光発電所建設の造成にかかる他用途転用によるものでございます。他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっているところです。

31 ページをご覧ください。

計画図と上空からの写真を掲載しております。

事業の概要といたしましては、民間事業者Gが太陽光発電所建設を目的に開発を行うもので、約3MWの発電施設を建設する計画となっております。令和5年7月に林地開発許可を受けておりまして、開発期間、許可期間は、許可日より3年間となっております。

32 ページのほうをご覧ください。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを掲載しております。

報告番号3の高知市春野町森林地域の縮小案件につきましては、以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。委員の皆さん、いかがでしょうか。これから工事が始まるというところですね、現況写真を見ると。

これ、民間事業者Gっていうのは、太陽光発電の会社ですか。

(治山林道課)

太陽光発電の会社というわけではなかったかと思います。

(笹原会長)

それを仲介しているような……。

(治山林道課)

はい。複数社でタッグを組んで開発することになっています。

(笹原会長)

そのJVみたいな中で、筆頭というか、それがこの民間事業者Gであるという感じですかね。

(治山林道課)

はい。そうです。

(笹原会長)

わかりました。よろしいでしょうか。

じゃあ、ちょっと時間の関係もありますので、次、報告番号4番にいきたいと思います。土佐市の宇佐ですね。

(事務局 中平課長)

それでは、33 ページをご覧ください。

報告番号4の土佐市宇佐森林地域の縮小案件になります。場所は、宇佐小学校の西側にある山林です。

開発に伴う森林の縮小面積は約2ha、変更理由としましては、消防分署等、それ以外……、集会所だったり、防災倉庫、ヘリポートなどがございますけども、公共施設の高台移転整備事業にかかる他用途転用によるものでございます。他地域との重複関係につきましては、用途に定めのない都市地域、それと農用地区域を含まない農業地域となります。

34 ページをご覧ください。

計画図と上空からの写真を掲載しております。

事業の概要としましては、土佐市が消防分署等の公共施設を高台移転することを目的に開発を行うもので、令和5年7月に林地開発協議を受理しておりまして、開発行為の完了予定は、令和14年3月31日となっております。

35 ページをご覧ください。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せております。ご覧のとおり、開発区域の一部にイエローゾーンを含んでいるという状況でございます。

報告番号4の土佐市宇佐町森林地域の縮小案件につきましては、以上になります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。この案件いかがでしょうか。

事業主体が土佐市で、高台に役所等々を移転させるということですね。ただし、高台、埋め立てるので、その埋め立てる溪流が土石流のイエローゾーン、土砂災害警戒区域でございます。ただし、土砂災害警戒区域ですので別に埋め立ててもいいんですよ。埋め立ててもいいんですたっけ？ 協議は必要なんでしたっけ？ 協議は……。

(委員)

構わないでしょう。

(笹原会長)

大丈夫ですよ。警戒になるだけです。はい。ただ、おそらく土砂災害警戒区域にかかっているということで意識はしてくれるんだと思います。

いかがですか。

何年か前に黒潮町のやつもありましたね。今、立派に竣工されてますけど。

よろしいでしょうか。

ちょっと完了予定日まで10年かかるのが別の意味で気になるころはあるんですが、この審議会の主題ではありませんので、そこはいいかと。

そうしましたらこの報告番号4、宇佐、終わりにしたいと思います。

次でございます。報告番号5番、今度は高知市の一宮でございますね。お願いしたいと思います。

(事務局 中平課長)

はい。それでは 36 ページをご覧ください。

報告番号 5 の高知市一宮森林地域の縮小案件でございます。

場所は、高速道路の高知インターチェンジから北へ直線距離約 1 km ほどに位置します山林となっております。

森林地域の縮小変更面積は約 3 ha で、変更理由としましては太陽光発電所建設の造成にかかる他用途転用によるものになります。他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域と農用地区域を含まない農業地域及び普通地域の自然公園地域となっております。

37 ページをご覧ください。計画図と上空からの写真を掲載しております。

事業の概要としましては、太陽光発電施設の建設のため、令和 2 年 5 月に民間事業者 H が許可を受けた開発計画について、令和 5 年 2 月に民間事業者 I への地位継承が行われ、令和 5 年 4 月に事業区域の拡大に伴う変更許可がなされたものとなっております。

林地開発の許可期間は、令和 6 年 3 月 31 日までの予定となっております。なお、右下の一覧表の括弧の数字につきましては、当初の計画から変更となる面積を記載しているところです。

38 ページをご覧ください。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップになります。

報告番号 5 の高知市一宮森林地域の縮小案件については、以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。

これ、下からよく見えるところですね。高須のほうからよく見えますね、藤本さんね。

(委員)

よく見えますね。

(笹原会長)

何かご意見等々ございますでしょうか。

これ、事業主体が当初は民間事業者 H であったと。それが民間事業者 I という会社にかわったと。民間事業者 H のときもやっぱり太陽光発電が目的だったんでしたっけ？この目的は変わらない？

(治山林道課)

はい。そうです。

(笹原会長)

はい。わかりました。そしたら別に何か良くないことが起きて民間事業者 H が民間事業者 I になったわけではなくて、JV みたいな感じだったんですかね。JV かどうかは別として。

(治山林道課)

そうですね。

(笹原会長)

わかりました。

(委員)

ちょっといいですか。

(笹原会長)

じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

僕はよく知ってますから。

(笹原会長)

はい。お願いします。手短にお願いします。

(委員)

これは民間事業者Hが林地開発の許可取って、それから太陽光発電の許可取って、それをそのまま売却してると。この業者は大体そういうことを専門にやっているということで。

ただ、さっき先生が言われるように、高須から見たらものすごいこう崩れんやろうかというぐらいの何やってるけど、それはこちらでは、宅地開発ではないですから指導できないですよ。

あれ、結構問題になってるんじゃないです、今？ 住民が相当危ないという話も、ワイワイ言ってるというのも聞いたことあるんですが。

(治山林道課)

住民から直接電話はないです。

(委員)

ないですか。

(治山林道課)

はい。開発内容を説明させていただきますと、盛土基準が1割5分、なんですけれども、当該地は1割8分の安全側にしています。これは1m上がって1.8mの傾斜で緩くした開発現場になっています。

(笹原会長)

そうか。1割8分だから広くなっちゃうんですね、逆に言うと。ただ安定ではあるということですね。

(治山林道課)

はい。

(笹原会長)

だからそこだけ、ご努力はいただいているということですね。

(治山林道課)

はい。

(笹原会長)

はい。そういうところでございます。

じゃあ、よろしいでしょうか。これ、下からよく見えますので、よく見ときましょう。

そうしましたら次に報告番号の6番、高知市七ツ淵、お願いします。

(事務局 中平課長)

はい。それでは資料の39ページをご覧ください。

報告番号6の高知市七ツ淵森林地域の縮小案件でございます。

場所は、先ほどの報告番号5の場所から更に北西方向、高知市重倉地区から県道16号線で少し高知市土佐山方面に向かった西側になりますけども、イオンモール高知から直線距離で約4kmほど北に位置する山林となります。

森林地域の縮小変更面積は約4ha、変更理由としましては、残土処理場及び資材置き場の造成にかかる他用途転用によるものとなります。他地域との重複関係につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域及び普通地域の自然公園地域となっております。

40ページをご覧ください。

計画図と上空からの写真を掲載しております。

事業の概要としましては、民間事業者Hが残土処理及び資材置き場を目的に開発を行うものです。令和元年9月に当初の林地開発許可を受け、令和2年4月に計画変更届の提出があり、今回、令和4年10月に事業区域及び形質を変更する森林を増加する変更許可を受けております。なお、この林地開発の許可期間は令和7年9月10日までとなっているところです。

41ページをご覧ください。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せております。

報告番号6の高知市七ツ淵森林地域の縮小案件については、以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。これ、重倉の山より向こう、下りたところだから見えないですね、高知市からは。

(委員)

見えません。

(笹原会長)

これ、いかがでしょうか。

また民間事業者Hが事業主体ということで。

(委員)

また、民間事業者H。

(笹原会長)

ちょっと意識とかなんといけないかなと思いますが。

じゃあ、よろしいでしょうか。ちょっと皆さん、意識しておきましょう。

そうしましたら次に報告番号7番ですね。今度は四万十町です。お願いします。

(事務局 中平課長)

それでは、資料の42ページをご覧ください。

報告番号7の高岡郡四万十町森林地域の縮小案件でございます。

場所は、高規格道路の四万十中央インターチェンジから南西に位置する、ゆういんぐ四万十と道路を挟んで向かい側になっております。

森林地域の縮小変更面積は約2ha、変更理由としましては、商業用地、それから資材置き場の造成にかかる他用途転用によるものになります。他地域との重複関係につきましては、用途に定めのない都市地域及び農用地区域を含まない農業地域となっております。

43ページをご覧ください。

計画図及び新たに造成森林に変更する現地の写真、それから上空からの写真を掲載しております。

事業の概要としましては、民間事業者Jが行う商業用地・資材置き場の造成及び土石の採掘で、平成26年7月に当初の林地開発許可を受けておりまして、今回、令和5年1月に残置森林の一部を造成森林へと変更する、林地開発の変更許可を受けているというところです。許可期間は、令和6年3月31日までの予定となっております。

44ページをご覧ください。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップになります。

報告番号7の高岡郡四万十町森林地域の縮小案件については、以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。委員、お願いします。

(委員)

非常に細かいことで恐縮ですけど、この43ページの現況写真の横に、「公共工事用に土取りを行う

ため、残置森林を造成森林に変更」って書いてますけど、残置森林を造成森林に変更っていう意味について、どういうことを言ってるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

(笹原会長)

治山林道課さん、お願いできますか。

(治山林道課)

少しわかりにくい表現で申し訳ありません。

当初からここで土を取りましても残置森林の基準は満たしているということで、このエリアは残置森林が減少しても基準上は満たしてるんですけども、そもそも残置森林だったところですので、木を植え直してくださいというような指導をさせていただいたところ、木を植えて、森林に復旧していただいたというエリアになっております。

(笹原会長)

一回切ったけど、そこにまた植えてもらったということですね。

(治山林道課)

はい。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(笹原会長)

なんて言うのか、われわれからしたら良い方向にご努力をいただいたということですかね。

ほかにいかがでしょうか。

これ、許可満了年月日がこの年度末ですから、令和6年3月31日ですね。だから次回あたり諮問に出てくるということですかね。

(治山林道課)

はい。その予定です。

(笹原会長)

わかりました。じゃあ、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

これで報告事項、終わりですかね。そうしましたらちょっと時間も長くなりましたので、ここで10分ほど休憩に入りたいと思います。

3時半から次のあれにいきたいと思います。

《休憩》

(笹原会長)

そうしましたら議事を再開したいと思います。

次第(4)ですね、昨年度、「前回審議会における質疑及び報告について」ということで、事務局、ご説明をお願いします。

(事務局 中平課長)

それでは、前回の審議会におきまして、各委員のほうからご質問、ご意見をいただいておりますことが8点ございます。資料3に沿って回答及びご報告をさせていただきます。

まず、1点目です。前四国森林管理局長の遠藤委員のほうからいただいております、太陽光発電設備にかかる林地開発許可の面積要件が0.5haから対象になるということで、これに伴う森林面積の縮小について、土地利用基本計画図の変更が必要になるのではないか、と、こういったご質問をいただいております。

これについては、土地利用基本計画図の変更対象となるものは、計画図5万分の1の区域図に表示できる1ha以上の区域となりますので、面積要件の変更についてはありませんでした。

それから次に2点目、委員より情報提供のありました、室戸市羽根町の太陽光発電施設造成に伴う土砂流出の懸念事案につきましては、加えて笹原会長のほうからのご意見もいただいておりますので、防災砂防課のほうに議事録の提供と事案内容について情報共有を行っております。

それから次に3点目で委員のほうからご意見をいただいております、昨年度了承を得ている内容になりますけれども、答申書の文言についての修正を行っているところです。

それから4点目につきまして、笹原会長のほうから前回の審議会資料において、地図の形に相違があるので関係課に確認することというご指摘をいただいております。

治山林道課のほうに確認しましたところ、資料の図は前回の変更区域を示しているものと、今回の変更区域のみを示したものでありましたので、相違があっても問題はなく、間違いではなかったというところです。

それから5点目、委員のほうから、モニタリング調査を行った際に、事業実施主体が変更となっている状況を登記簿謄本を取得して確認してはどうか、といったご意見をいただいておりますけれども、この国土利用計画審議会の立場では、現在の土地所有者を確認するために、公用申請で土地の登記簿謄本を当課が取得することは、法的な根拠がないため困難であるというふうに考えております。

それから次に、6点目、委員のほうからのご意見で、モニタリング調査に同行したいというものでしたけれども、庁内関係課への問い合わせや確認、それから財政課との予算協議などを行いましたけれども、現地調査の必要性、それから予算確保の優先度については高くないというふうにされまして、結果的には認められなかったというところです。

それから7点目としまして、委員のほうから、モニタリングが駄目なら、無理なら、諮問事項とか、報告事項についてはどうなんですか、という意見をいただいております。これにつきましても先ほどと同様の理由で、結果的には認められなかったというところです。

それから最後に8点目として、笹原会長のほうから、モニタリング調査の報告様式を変更してはどうか、とのご意見をいただいております。これにつきましては、今回の審議会の資料より様式とか、構成等を変更させていただいております。

以上が前回審議会における質疑と報告についての説明になります。以上でございます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

一応、そういうかたちの私ども委員の意見に対するご報告をいただきました。いかがでしょうか。事務局、用地対策課さんは、法律の枠内でしか動けないという限界があるので、なかなかできることにも限界があるということですが。

例えば、5番のモニタリング調査、登記簿の謄本の取得の件、これはやっぱり法律の壁があるということで、下手なことできないということですね。

(委員)

ちょっといいですか。それ、ちょっと解釈不能ですけど。

謄本というのは、車屋さんでも謄本取ってるんですよ。法律のそういう認識は不動産業者でも建築業者でも誰もないんですが、県のほうは謄本取るのにどういう法律の、抵触するという。個人情報保護法とか、関係ないですよ、謄本は。

(事務局 中平課長)

すいません。ちょっとこれは説明が不足、足りなかったかもしれないんですけど、登記簿謄本は一般の方でも有償で、お金を払って取ることはできます。ただ、ここでお答えさせていただいたのは、あくまでも公用申請で、公用で無償になるんですけど、公用で謄本を取るというのは、法的な根拠があって取ることができるんですけど、この案件については公用申請ができる範疇にないという、そういう判断です。

(委員)

そういう意味か。

(事務局)

例えば用地買収とか、そのときなんかは道路法何条に基づいてとかいう、そういった法的根拠を書いて出している。

(委員)

ええ。なるほど。無償では取れないということですね。

(笹原会長)

あくまでも役所の業務として行うので、無償であるかどうかということよりは、この「公用で」というところが仕方ないんですね。はい。例えば、用地対策課長が個人だったら取れるわけですけど、ただ用地対策課長としての業務としては取れないということですね。

(事務局 中平課長)

重要な案件でどうしても必要だということであれば、当然その予算を使って、お金を払ってでも取

るという判断にはそれはなと思うんですけど、そこはちょっとケースバイケースの判断になります。

(笹原会長)

はい。だからご意見としては出していただいていいと思うんです、委員の方のご意見としては。あとは、事務局のほうでご判断いただくということかと思います。

(委員)

はい。

(笹原会長)

じゃあ、お願いします。

(委員)

ありがとうございます。

これを申し上げた真意というのが、こういう会議室でまったく見てもない、その風景の変化とか、そういったもの。さっきも「高須から見えるよね」って言ってたのが、どんなふうに見えるんやろう？って、見てない私はわからなくて、ご覧になってる委員さんは、「あそこ、すごい見えるよね」っておっしゃってる。何かそのあたりのしっかりみんなでちゃんと目で見て、「うわ、これ、こんなに失われていいの？」とか、そういうのをちゃんと体で感じて、それで意見を申し上げたいというのが趣旨ですので、ほんと委員報酬が出なくてもいいので、その機会があるともっと県民の皆さんに近い価値観でこの場で発言ができるかなと思いました。以上です。

(笹原会長)

ありがとうございます。

そういうご意見があったということで、これ、議事録に載っかりますので、こういう言い方をしますけれど。再度あれですね。

ただ、県民の立場で、というところはわかるんですけど、これ、やっぱり役所の業務になりますので、審議会も役所ですから、そうするとやっぱりお金の問題じゃないと言いつつ、やっぱり公務になりますので、いろいろな制約が付いて回ると。

(委員)

じゃあ、そこ、カットしておいてください。

(笹原会長)

いいんです。いいんです。大丈夫です。こういうやり取りがあったということで。ええ。

ただ、そうですね。今の委員のお話、要は現場も知らんのに議論できへんやんというところは非常に重いご発言かと思います。ですから、可能であればというか、現地調査の話は私ども委員としてはお願いしたいところでございます。

(委員)

はい。

(笹原会長)

お願いします。委員。

(委員)

はい。失礼します。

先ほど諮問の件が4件と、それから報告の件が7件ございまして、その一つ一つの案件につきましてのご報告ということで、限界があるのだと思うんですが、先ほど委員が隣にたまたま写り込んでいた部分のご指摘がありましたが、本当に市民目線ですね……。専門家としてではなくて市民目線で見ると地図を出していただきますが、一つずつは描いているんですけど、この辺りに一体どれだけの太陽光パネルの開発があるのだろうかとか、どれだけ盛土があるのだろうかとか、やはり非常に気になりながらも一つ一つを見ているというかたちになります。

難しいのかもしれませんが、それは、この委員会を超えるところなのかもしれませんけれども、この一つの地図の中に本当にどれぐらいの今、開発がなされているのか。あるいは、ハザードマップの上には開発では1つ、案件ごとには載っているんですが、実はここに4つも5つも開発があるのではないかと。疑問に思いながらもお話をお聞きしているというふうな状態です。

何かそういった、お示しいただいたからといって反対できるわけではないですが、3ha、2ha、大きいのか、小さいのか、全体としては小さいかもしれませんが、それが数がたくさんってきていて、非常にこんな小さな開発がいっぱいあっていいのかなと思いながら聞いているという感じですね。地図にそういうのが落とされていると、なんか、現状がまた私たちにも伝わるのかなと思って聞いておりました。以上です。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

(事務局 中平課長)

ちょっと開発が完了しているものとか、開発中とか、状態がいろいろさまざまあると思うんですけど。それと、一つの図面でそういうものを確認したいということなんですけど、できるか、どうかも含めて、ちょっと検討させてください。

確かに最近、太陽光増えてきたので、例えば高知県の地図でどの辺りにどれぐらいのものが出来上がって、今工事中のものがどれくらいあるとか、一目で、感覚的にわかる程度のもので良ければ、ちょっと一枚に落としてみるとか。今ここでは即答できませんけど、また持ち帰って検討させてください。

(笹原会長)

はい。わかりました。今、課長がお答えいただいたことをお聞きすると、法律上できないとか、そ

ういう問題ではなくて、技術的なというか、そこまで把握できていないとか、あと、画像のウェブ化ができていないとか、そういう問題ですかね、技術的な。

（事務局 中平課長）

ちょっとそのあたりも含めての、全体的な話として。技術的にできないということはないと思うんですけど、案件がちゃんときちんと拾えるかどうかとか、そういうところを含めてです。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。

そうしましたらそのへんは、用地対策課さんのみならず、多分、全庁の話になると思うので、全庁で少しそういう方向でご検討いただくと。というか、多分県庁の中でそういう方向でおそらくいろいろ動いていると思うので、時間の問題かなという気はしますが、ただその中でもどれだけ正確にそういう箇所を把握できるかなというところですね。

ここはもう、やっぱりご努力を期待しながら待つしかないけれど、今の委員さんみたいなご意見はぜひ出していただきたいと思います。まさに、例えば盛土の面積、2ha、大きいのか小さいのか？わかんないな。おっしゃるとおりですね。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

（委員）

ちょっといいですか。

（笹原会長）

はい。じゃあ、委員、お願いします。

（委員）

気になるんですね。今日の報告のやつで、例えば24ページの池のですね、「農業地域（農用地区域を含まない）」と書いてるんですね。いわゆる農業地域ということは、地目現況が田か畑で、で、農業振興地域に入っていないということだけ書いてるんですが、この池も朝倉も一宮も、非常に山林の中の畑とか田が、農用地を……、例えば高知市の農林水産課で番地を出したら農用地域、ババッと出るんですね。池なんか非常に多いところですが、これ、例えば農業基盤課で農用地じゃないとかいうのは確認されてます？まあ、農用地でしたら、これ、形質の変更はできませんから、田んぼとか畑の。これ、全部農用地を含まないと書いてるんですが、これは一応確認すると、そういうふうにとっていいということですか。

（笹原会長）

事務局、いかがですか。

（事務局）

図面の中でオレンジ色の、左から右下に斜線になっているのが農用地区域になる。

(笹原会長)

この高知県立大っていう字の上に引っかかっているやつですね。

(事務局)

そうですね。基本計画図で見て、この斜線部分になっているのが農用地区域となってるもので、開発区域が計画図の中で農用地区域となっているかどうかを見ています。

(委員)

それね、われわれは……。

(笹原会長)

ちょっと待ってください。農業基盤課さん、お願いします。

(農業基盤課)

すいません。先ほど委員さんの言われたように、農用地区域と農用地というのはイコールじゃないというところがスタートラインになっていかないと多分議論が成り立っていかないのかなと。

そういう意味で、高知市の農用地区域の範囲というところすごく広い範囲でして、高知市の中で都市計画法の市街化区域じゃないところ、一宮とか、朝倉とか。次に臨港地区、高知新港とかで、その辺りと、規模の大きな森林の区域、これは山部分。最後、春野運動公園を除いた地域、ここは農用地区域ですよというなって、農用地区域は、全体の面積でいくと 22,000ha がまず農用地区域の網掛けされています。その中で、市役所のほうがここは農業を図っていくべきところだという農地だということで農用地指定をしてるという農地が今年の時点で 3,800ha ということになりますので、農用地区域というのはすごい広いけれども、実際守るべき農地でいくと限られた面積になっている。

池のほうも農用地区域の範囲ではあるけど、農用地指定されている農地はないと思います。

(委員)

確認してるということですね。

(農業基盤課)

農用地区域に指定されているところは、基本的に転用行為が一切行えませんので、除外しません。おそらくそこは各事業課のほうで農地区域の指定ということは確認されていると思います。

(委員)

わかりました。はい。

(笹原会長)

はい。じゃあ、よろしいですか。今の話は。

(委員)

はい。わかました。

(笹原会長)

ほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。

そうしましたらそういうことで、次のモニタリングだっけな？ 次第。

(事務局 中平課長)

そうしたらよろしいですか。

(笹原会長)

お願いします。

(事務局 中平課長)

次にモニタリング調査の結果について、ご説明させていただきます。

モニタリング調査は、過去の審議会において諮問やご報告をさせていただいた案件について、その後の開発や利用状況を調査、確認しましてお伝えさせていただくものでございます。

例年行っている土地利用基本計画の報告事項とは別の項目としまして、令和2年度より議題の中に項目として位置づけをしております。

土地利用基本計画の報告事項は、諮問に至る前段階として、林地開発の許可などの法手続きについての状況報告を行っているのに対しまして、モニタリング調査は、開発行為等が完了した後の利用状況を調査するものでありまして、その行為に法的根拠はなく、当然立ち入り権限等もございません。しかしながら、当審議会の中では何度も開発完了後の二次利用等に対してチェック・監視をしていくことの重要性が議論をされてきておりますので、当課としましては、できる範囲で調査しまして、今後もこのかたちでお伝えをしていきたいと考えているところです。

今回は、モニタリング調査の結果としまして、過去の審議会で諮問をさせていただいた1件について、ご報告をさせていただきます。

資料4をご覧ください。

平成27年度の審議会で諮問しまして答申をいただきました、四万十町の林地開発許可にかかる案件となっております。

場所は、高規格道路の四万十町中央ICから県道19号を松葉川温泉方面に車で15分ほど進んだ作屋地区になります。約3haの森林地域の縮小を行っておりまして、事業目的は太陽光発電所の造成、事業主体は民間事業者Kと民間事業者Lが共同で事業を実施しておりまして、事業期間が平成26年6月から平成27年6月で、完了が平成27年6月でございます。

なお、次のページ、1ページになりますけれども、当時の資料と写真を抜粋して掲載をさせていただいております。

それから次の2ページと3ページのほうには、昨年末の12月に現地のほうへ確認に行った際に現

地で撮った写真を掲載させていただきました。完了当時と同様に太陽光発電設備として使用されておりまして、雑草の手入れ等も行き届いた使用状況になっているというところです。

以上で、モニタリング調査結果の報告とさせていただきます

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。ご意見、ご質問等々ございますでしょうか。

2ページ、3ページの現況の写真を見ていると結構きれいですね。施設も綺麗だし、草刈りもできているので。2年ぐらい前にすごいのがありましたけれど、ああいうのに比べると非常に良好かと思います。あとちゃんと、3ページ見てると、看板を堂々と出してますんで。こうありたい、こうあっていただきたいという感じですね。

何かありますでしょうか。どうですか。畠中さん。

(委員)

多分、お互い、内心で、これを美しいと言うのか？と……。

(委員)

これは上等としたもんです。

(笹原会長)

施設としてはよ。

(委員)

施設としてはですか。

(笹原会長)

土木屋の目で見て。

(委員)

土木屋から見たら、建築屋から見たら。

(委員)

失礼いたしました。

(委員)

よろしいでしょうか。

(笹原会長)

じゃあ、お願いします。委員。

(委員)

美しいとか、そういうあれじゃなくて。植物的に見てですけど、やっぱりこれ、周りに生えているのが外来種ですね、ウリガヤだ、なんだ。そういった植物の植生の変化とかのモニタリングは……。やっぱり変わってるんですよ。ここ。そういったモニタリングではなくて、その土地が、掃除をされたということになりますよね。

(事務局 中平課長)

この審議会では、太陽光発電の目的で開発されたところがその後どうなったかということで、ちゃんと事業目的に即した使い方になっているかという、関連になりますので、植物のことまでは専門からちょっと聞き取れておりません。申し訳ございません。

(笹原会長)

先ほどの私の「美しいですね」という発言は、そういう意味合いです。

ただ今のご指摘、要は植生、在来種じゃないという話、これは重要な指摘だと思いますので、議事録にはきちっと残しましょう。

じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

この四万十のモニタリングの件ということでも必ずしもないんですが、先ほど、残土処理で、残土を埋め立てたと。

その後、例えば、それは土のままだったらあれですけども、植林をして森になったという場合は、それはこの国土計画上、今度は……。今回の場合は森林面積がそれだけマイナスで減少になるわけですけども、残土の後の、それを植林して森林になったっていうときには、それは国土計画上、元の森林に戻ることになるんでしょうか。

そういうのは、例えば、モニタリングしてて、なかなか太陽光の場合は難しいかもしれませんがけれども、特に残土なんかで、後から見に行ったら森林に戻ってたみたいなきには、国土計画上はどういう扱いになるのかちょっと教えてもらいたいと思います。

(笹原会長)

じゃあ、事務局、お願いします。

(治山林道課)

個別法の森林法でいいますと、ご説明させていただいています残置森林、あるいは造成森林というのは、森林に戻るということで、われわれ森林の部署で管理している森林区域からは除外していません。森林区域として残しています。それを受けて土地利用基本計画のほうでどうしているかというところがあるんですけども。

(笹原会長)

じゃあ、用地対策課さん、いかがでしょう。

(事務局 中平課長)

今のわれわれの現状の事務处理的な話でいくと、それを森林地域に戻すっていう作業はしてないです。はい。

(事務局)

除外はしてないので、残置森林と造成森林は森林地域のまま計画図は置いてる。

(笹原会長)

計画段階もだからもともと除外してないと。

(事務局)

除外してない。森林地域として残すということなので、計画図もそのまま森林地域で残しています。ただ、造成緑地が今後森になったらどうなの？ 30年後、40年後……。

(笹原会長)

竣工後ですよ、これ。工事終了後……。

(事務局)

の話は、まだできてないのかと。

(委員)

できてないでしょう、おそらく。当然。

(委員)

可能性だからね。

(笹原会長)

はい。わかりました。ちょっと課長がまとめてください。

(事務局 中平課長)

すいません。ちょっとそこは、事務手続きというか、どこから届出があって森林に現況が戻ったから森林地域に戻すみたいな、そういった手続きが確認できてないので、そこも踏まえてお調べします。

(笹原会長)

そうしましたら委員、これ、来年への宿題。さっきの資料3の前回審議会における質疑及び報告に

ついてというところで宿題にしましょう。はい。重要なことだと思います。

それができるようになると、国交省みたいにカッチカチの盛土してるとやっぱり後で「お前のところ、木生えてないじゃん」ってことで、彼らも頑張るようになるかもしれないという気がします。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

(委員)

よろしいですか。

(笹原会長)

じゃあ、委員。

(委員)

毎度毎度、いつも淡々と縮小報告を審議するという委員会になっちゃってるんですが。

一番最初に付けていただいている「国土法 抜粋」っていう資料の中に、国土利用計画法の第九条の6に、森林地域の定義が書かれてるんですけど。森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域が森林地域って位置づけられているんだけれども、この森林地域が毎回毎回のこの審議会では、何十 ha がソーラーになったり、残土置場になったりっていうことを、もう、認めていかざるを得ないような委員会になってるんですが、その森林が担っていた、森林であるべき役目、岡部さんもおっしゃっていた保水力とか、それから委員さんがおっしゃっていた植物の多様性であるとか、生物のすみか、CO2 を閉じ込める、いろんな多機能な要素が森林というところにはあると思うんですけど、開発によって絶対それ、失われてると思うんですが、そうした役割をこうやって維持するとか、少しでもなんか、こういう工夫をして減らす部分を配慮してますみたいなのが、もっと積極的に開発の審査基準っていうのに加えられるべきではないかなと感じます。

なんか、いつも毎回委員会で、モヤモヤしてしまうので、森林のあるべき機能っていうのをどうやって保全するのかっていうのももっと語り合わないといけないんじゃないかなと思いました。以上です。

(笹原会長)

はい。ご意見として何うということ。

なんて言うか、森林法の世界なので、ここというよりは、治山林道課さんのあれになっちゃうんですけれど。そうですね。はい。そういう意見が出ましたよ。

(委員)

議事録に残すことが大事なんですよ。

(笹原会長)

そうです。おっしゃるとおりです。

確かに、治山林道課さんの技術的審査というのは一面的なんですよね。これはもう仕方がない。やっぱり法律のもとで民間の経済行為を規制することになっちゃうんで、その規制っていうのは日本の法律でいうと最小限でなければいけない。そうすると逆に、今委員がおっしゃるように、森林が有する諸機能の一部は必ず失われることになるかもしれない。そういう中でのせめぎ合いだと思います。

ほかにいかがでしょうか。じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

先ほどの説明を聞いていてちょっと疑問に思ったんですけれど。

私も、毎回毎回、森林が減っていくのがいつも計算して、本当に 84%がちゃんと保持されているんだろうかと不安になるんですけれども、先ほどの説明を聞いていてちょっと疑問に思ったのが、私たちは森林が減るっていう審議をいつもしてますけれども、森林が増えるっていうことはないんでしょうか。

(笹原会長)

これはいかがですか。もうなんて言うのか、林地保全とか、この関係だけで結構です。植林とか森林整備の話はあるんですが、そっちまでいっちゃうとなかなか……。それも入れて議論したほうがいいですか。

(委員)

いや……。

(笹原会長)

森林整備の話は抜きでいきましょう。この林地保全とか、この審議会の枠内で。だから例えば森づくり推進課さんが持っている、この審議会に対するあれの中で森林増えることないの？っていうようなお話でいけば。

(委員)

関連していいですか。

(笹原会長)

はい。そしたら委員、お願いします、まず。はい。

(委員)

その岡部さんがおっしゃった、森林が増えるっていうのでいえば、例えば耕作放棄地が結構増えていて、そういったところが例えば、もともとは田んぼだったけれど、放棄されて、いつの間にか木が生えて森林になってるっていうところもあると思うんですよね。そういうところは国土利用計画上は、さっきの五区分でももともとは森林区域に区分されてなかったんだけど、例えば耕作放棄地でそこはもういつの間にか森林になってしまっているっていうようなときには、場合によっては、それは森林地域が増える可能性はあると思うんですけれども、そういうことは国土利用計画上ないのか

っていう。そこもちょっと教えてもらえればと思います。

(笹原会長)

じゃあ、これ、森づくり推進課さんかな？ 可能な範囲でお答えください。

(森づくり推進課)

はい。森づくり推進課から回答させていただきます。

ご質問の関係ですね、それこそ12月の森林審議会でも質疑応答でありました。一応、お答えさせてもらっている部分としましては、ある場合としては、ご指摘いただいたように、農用地が耕作放棄されて森林の区域に編入されると。現実的に放置されて木が生えたという場合もありますし、所有者の意思として、もう離農するというような場合で、そのときに最後に植林をします。そういったときに、うちの森林法の5条森林への編入というものを、非農地証明とともに処理するというのがございます。

(笹原会長)

あるんだ。

(森づくり推進課)

ただ面積として、まとまってあがってくるということは、ほぼないので、おそらくこの場にかかる面積の規模にはなかなかならないのではないかと考えます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そういうことだそうで、だから事実上は、国土利用計画法にかかわる森林という意味では、森林、木が生えて森林が増えましたよというのは、なかなか難しい。

(委員)

耕作放棄地で1ha っていうと相当な面積ですから、それが一遍に国土計画上引がかかってくるというのは、まあ、概念上ないわけではないかもしれませんが、現実問題としては、なかなかっていうことですね。

(笹原会長)

ということですね。

ですから、これはわれわれ、この国土利用計画の話ではないかもしれませんが、今後のそういう施策誘導が必要になるということでしょうかね。高知県のみならず国全体として。1ha 以上になるかどうかも別として。だから、突破口としては先ほど委員のご指摘であった、さっきの宿題ですね、そこから突破口にしていきたいと思います。

ただ、ちょっと、私、治山砂防が専門なんで森林の定義で懸念するのが、例えば、農地とか、裸地に木が生えたと。それはそれでいいんですけど、水の流出という意味でいうと、その下の森林

土壌、つまり落葉がちゃんと腐ってフカフカの土ができてもらわないと水がたまらない。そういう意味でいうと、杉林で少なくとも 30 年以上、土が豊かになるのにかかる。それも 30 年以上で十分な厚さの土になるかどうかはわからない。そういう意味でいうと、耕作放棄地に例えば広葉樹が生えてきました。大体 30 年ぐらいすると見た目、「おお、広葉樹林きれいだな」ってなるんですけど、中を歩いてみると、土がカチンカチンで全然森林土壌が育っていないところが多いですね。

ですから、森林への復元ってなかなかちょっと時間がかかるんじゃないかなと、個人的には思っているところです。そういう意味でいうと、森林への復元、特に水流出、土砂流出という意味でいうと、森林土壌がある程度できるまでの期間は必要だなというふうに個人的には思っているところですので、森林への復元というところは、少し慎重に考えていかなければいけないかなというふうには思います。

ただいずれにしても、森林地域が増えるということ、これは、先ほどの宿題を突破口に少し議論していきたいと思います。

森林地域が増える話、先ほどの委員のご提案をきっかけにして、非常にいい議論になりましたので、今後もう少し続けていきたいと思います。

それ以外にいかがでしょうか。

よろしければ、次がちょっと重いんですけど、(6) その他ですね。「第六次国土利用計画（全国計画）の策定について」ということで、事務局、ご説明をお願いします。

（事務局 磯野チーフ）

座って説明させていただきます。

お手元の資料 5 「第六次国土利用計画」をご覧ください。

昨年の令和 5 年 7 月に閣議決定されました、第六次国土利用計画の概要について説明いたします。

国土利用計画とは、総合的かつ計画的な国土利用を図るための基本的な計画で、都道府県では、この全国計画を基本として、都道府県ごとに国土利用計画の県計画と土地利用基本計画が定められております。ちなみに、都道府県計画の策定は必須ではないため、高知県では平成 23 年の第 4 次高知県土地利用基本計画策定時に、国土利用計画の県計画で盛り込む県土地利用の基本理念や基本方向を高知県土地利用基本計画に反映させ、策定しているところでございます。

それでは、最初に黒丸ですけれども、我が国では、2050 年には、現在、人が居住している地域の約 2 割が無居住化するとされ、人口減少などを背景とした国土の管理水準の悪化が懸念されております。前回の五次の国土利用計画では、人口減少による国土管理水準等の低下となっており、今回は、低下から悪化が懸念されると一層踏み込んだものとなっております。

そして、次の 2 つ目の黒丸になりますが、大規模自然災害に対する脆弱性や、自然環境や環境等の悪化も国土利用をめぐる課題となっております。今回の第六次計画は、こうした社会情勢や時代背景を踏まえて全国計画が策定されております。

次のページをご覧ください。

国土利用計画を策定するにあたっての 3 つの課題を掲げております。

「1、人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退」では、中心市街地の空洞化が進行し、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加していること。そして、担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加が懸念されております。

「2. 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応」については、気候変動の影響により、風水害の激甚化・頻発化が懸念されていること。そして、巨大地震や津波による広域にわたる甚大な被害が発生する可能性があり、大規模自然災害への対応が重要となっております。

「3. 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応」では、良好な自然環境の喪失・劣化、生物多様性の損失や2050年カーボンニュートラルや30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標といった国際公約の実現に向けた取組が重要となっております。

次のページをご覧ください。

これらの国土利用をめぐる課題を踏まえて、「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」の実現に向けて、5つの基本方針が掲げられております。

「基本方針① 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理」では、低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要となっております。

「基本方針② 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」では、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要となっております。

次のページをご覧ください。

「基本方針③ 健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」では、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要となっております。

先ほどの基本方針①から③の項目に共通する課題を踏まえて、次の④から⑤の基本方針を掲げております。

「基本方針④ 国土利用・管理DX」では、人口、災害リスク、土地利用状況など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要となっております。

「基本方針⑤ 多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理」では、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要となっております。

次の「4. 区分ごとの規模の目標」は、令和2年を基準年として、令和15年を目標年次とした土地利用の目標値であります。このうち、住宅地の面積目標については、今回初めて面積目標を減少させております。

国の第六次国土利用計画の概要については、以上でございます。

なお、次のページのA4、一枚は、先ほど説明しました第六次の国土利用計画の概要とほぼ同じもののなので、説明は省略させていただきます。

次に、資料6をご覧ください。A3、一枚紙になります。

第六次国土利用計画と高知県土地利用基本計画の表がございます。左側に前回（平成27年8月）の第五次国土利用計画がありまして、その隣に今回の第六次国土利用計画を示しております。そして、その内容が対応するところを矢印で示しております。

第六次国土利用計画と高知県土地利用基本計画の間にある四角で囲んだ部分になりますが、今回、策定されました計画書にある新たな追記された主な文言をちょっと列挙しているところです。

そして、資料の右側が昨年（令和5年）3月末に改定になりました第5次の高知県土地利用基本計画書を載せております。第六次国土利用計画と高知県土地利用基本計画の間に矢印で内容が対応す

るものを示しております。

県土利用の基本方針については、前回の計画では3つの基本方針を掲げておりましたが、現計画では、国土利用計画審議会委員の皆様方のご提言により、「県民生活を守る土地利用」、「地域と調和した土地利用」、「適切な土地利用の実現と維持管理」という視点に留意しつつ、「高知県における今後の土地利用のあり方」についてご検討をいただき、5つの基本方針に整理をし直しております。

今回の国の国土利用計画では、前回の全国計画を踏まえつつ未曾有の人口減少や少子高齢化等による国土をめぐる社会経済状況の更なる変化を受けて策定をされております。

この資料にありますように国の第六次国土利用計画の基本方針の内容の多くは、高知県の土地利用基本計画の土地利用の基本方向や基本方針に内容が盛り込まれておりまして、高知県土地利用基本計画の5つの基本方針の方向性に大きな違いはないと考えております。そのため、現計画の基本方針や骨組みは維持したいと考えており、その上で、現計画について全国計画の策定に合わせ、高知県土地利用基本計画を改定するか、しないかなど、ご意見を伺いたいと思います。

なお、資料7は、第六次国土利用計画（全国計画）、これ、左側に第六次の分がありまして、右側が前回の分となっております。方針を抜き出して対比させております。

それから、参考資料には、最初のページですけれども、前回、高知県土地利用基本計画書を策定するにあたって、改定するにあたってのスケジュールを時系列順で内容載せております。

次のページが現在の高知県土地利用基本計画書を添付しておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。

ということで、第6次の計画ですね。今、ご説明いただいたのは、第六次国土利用計画（全国計画）ですが、それを契機として、われわれも第6次の県土地利用基本計画を策定するかどうかという議論が出てまいります。今日は、若干の意見交換のみに留めておきたいと思います。結構重い課題なので、今日は結論を出さずに、後ほどちょっと事務局、用地対策課さんから今後の進め方の話はあると思いますが、今日は、6次の計画を作る、作らないという結論は出すつもりはございません。

その前に、まずは第5次の基本計画策定のために、私ども何をしたか。つまりどういう議論をして、何を書きたかったかというところをおさらいするとともに、皆さんのざっくばらんなご意見を伺いたいと思っておるところでございます。

もう4時半も近くなっているので10分程度以内で収めたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず参考資料を見ていただくと、当時いらっしゃった委員の方は、大体われわれがどういう議論をしたのかということは思い出していただけるのではないかと思います。特に、上のほう、平成30年度とかの議論を見ると、ポンチ絵の検討、要は、小学生とか、県民にうまく伝わるような、そういう情報の伝え方をしたいよねという議論をかなりしましたよね。

それが今回見ていると、何とかDX、国の連中はDXっていう言葉が好きなんですね。「国土利用・管理 DX」とかですね、こういうところでそれらしいものが入っているので、もっと堂々と言えるようになるのかなとちょっと思ったりしたところがあるんですが。いかがでしょう。委員。

(委員)

この第5次の県の国土利用計画のところをザザッとさっき見てみましたら、11 ページに4で「調整指導方針」というのが載ってますよね。この中で、今回の案件でいえば、例えば13 ページ、「ウ 森林地域」のところの調整方針というのが書き込まれていますので、冒頭のところのこの国土計画の機能というところで、庁内の調整指針の全体調整をする役割があるんだってというようなお話があったかと思いますので、ここに書かれているような、当然、念頭に置いた各課がなされているとは思いますが、各法律の許可部門のところ、この調整指導方針に書かれたことをきちんと頭に置いて、それに則ったかたちでやらないと、作文だけして棚上げして、後はそういう調整方針があること自体も忘れちゃってるみたいなことにならないように、実質的に、その調整指導方針がきちんと機能するようなかたちで、庁内各課のほうで許可するときに実施をしていただきたいというふうに、お願いしたいと思います。

仮に6次を策定するのであれば、この調整指導方針というのは特にこの審議会との関係でいえば、どのように遵守されるのかということは、重要な論点になるんじゃないかというふうに思います。以上です。

(笹原会長)

ありがとうございました。

10 ページまでの文書というのは、まさになんと言うのか、作文であって、一番の肝は、今、委員がおっしゃるように、調整指導方針、11 ページ以降のところですね。ですから、もし、新しい計画をつくるのであれば、いろいろ制限は多いと思いますが、そこはやっぱり少し筆を入れていかなければいけないのかなと思っております。

例えば、先ほど委員が「森林地域が増えることがあってもいいんじゃないか」と、そういう言い方はしていませんけれど、やっぱりそういう施策誘導みたいな感じですよ。そういうことがもし少しでも書けるのであれば、そんなことはあり得るかと思います。

今日に限らず、今までの議事録を見ておさらいすると、おそらくそういう施策誘導、こういうこと、今できないけどこういうことできたらいいよねっていうような話が結構出てきていますので、そういうところをおさらいしてもいいのかなという気はいたします。

ただ、私ども……、参考資料か。令和4年度というか、令和5年2月9日、前回の国土利用計画審議会で諮問をしたということで、まだホヤホヤという感じなので、実は、畠中さんの顔をじーっと見ながら私は説明を聞いておったんですが、無表情で崩れないので、もっと表情を変えてくれよと思ったんですけど。

もし、第6次、われわれつくるとしても、やっぱり去年まで第5次、いじくってたわけですね。なおかつ、これ、ワーキングまでつくって、実際、ワーキングが動き出したのは平成30年度からですか。

(委員)

長かったです。

(笹原会長)

長かったですね。5年間ぐらい。

(委員)

私のほうからちょっとそれについて補足を。

(笹原会長)

お願いします。

(委員)

ワーキングの長で、最初のこういった計画をつくるときに、誰のための計画なんかということを強くみんなで話し合っ。この委員会はそんな権限も何もない。だから、自分たちが小学校とか、中学校に出前授業にでも行っていいから、土地利用というのは、こういうふうに計画されて、こういうふうなかたちでみんなに関心を持って見とかなくちやいかんもんだよということで、教育というか、小学生、中学生でもわかる、あるいは、総合的な学習なんかで使える土地利用に関する基本計画。わかりやすいポンチ絵とか、そういったもので小学生用の地域の財産としての土地、みんなの共有財産と動かすことのできない土地というものの利用を考えていく、そういった小学生、中学生を対象にした計画をつくりたいね、ということで、ポンチ絵を一生懸命考えて。

どういった規制があるのか。土地というものの利用とか、そういったものにどういった規制があって、それを統合するものとしてこれがあるんだ。この計画があるんだよ、ということをわからせてあげようということで、一生懸命ワーキンググループで考えて、いくつかポンチ絵の絵も考えたと思います。

(笹原会長)

そうですね。うん。

(委員)

で、小学校に出前授業に行こうやないかみたいなことで、ワーキングで言っていましたけど、結局、蓋を開けてみたらというか、やっぱりそんなポンチ絵よりも基本的な国の施策に対応した行政の計画としての PDCA を回していく上の計画も必要だ。ポンチ絵のほうは、どうもそういった予算もないし、そういった事業をやる根拠もあまり乏しいということで、結局、せっかくつくったポンチ絵が棚上げの状態になってる状態です。

また、機会があったら DX もありますし、パソコン等で「土地基本計画」というのを高知県のホームページで検索したらポンチ絵も出てきて、小学生でもわかる、土地利用計画というか、こういった土地利用をみんなで考えようみたいな教材的なものが出てきたらいいね、ということで考えてきたところです。

以上、大体そういった説明です。

結局最後は、ワーキングとしてやらないかんことはやっぱし行政の PDCA を回すための計画をしっかりつくらないかんねということで、最後の1年ぐらいでバタバタと委員長のもと、つくったのが今の第5次の計画になってるんじゃないかと思いますけれども、今回、見ていただいてわかるとおり、大体対応したようなかたちで書かれてる内容じゃないかなというふうに思います。

やっぱり4のところは、これから行政のほうの計画としてはきっちり詰めなくちゃいけないところかなというふうに思うところです。以上です。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうですね。平成30年からしばらく続いたポンチ絵の話、これはやっぱり非常に意義がある話ですし、あれは、もし6次の計画、改定をするのであれば、そこはやっぱりもう一回……、少し議論の内容は変わるかもしれませんがトライしていかなければいけないところかと思います。そうでないと、なんか、前回の議論が無駄に終わってしまうように思いますし。

ただそういう中で、先ほど委員がおっしゃったような、本当に施策に反映するところ、それもやっぱり今までの議事録を見ながら反映していくのかなと。どこまで書けるのかは別としてですね。そういう議論になっていくかと思います。

そうとはいえ、一年前にやっと出したじゃんというところで、今、お腹いっぱい状態じゃないかと思ひまして。私、実は、事前に説明を受けたときに、「うっ」と思った瞬間があります。

ただ、なんて言うのか、前回、かなり時間かかったからここまで来たんですけど、やっぱり私どもの時間と労力の問題がございますので、時間がかかるのは仕方ないと思います。ですから、国が今年こう言ったからといって今すぐ作ろうぜというか、その必要はないと思っています。やっぱりわれわれの議論に時間がかかることですし、ある程度じっくり議論していかないといけないんじゃないかなというふうに、個人的には思っているところでございます。

ですから、絶対に私のほうからは、「国が、国交省がこんなを出したからやろうぜ」という発言はいたしません。悪い意味じゃないですよ。「国交省が言うからやるのやめよう」みたいな意味ではなくて、少しじっくり見ていきましょうという意味でございますけれど。

そういう中で、委員がちょっとお話していただいたんですけど。

それでは、課長、今後のスケジュールをお願いします。

(事務局 中平課長)

すいません。事務局案というか、一つの考え方としてのお話なので、委員の方々のご意見を尊重したかたちで進めていきたいと思ひます。

今まで簡単に六次計画の話をさせていただきましたけども、国土利用計画のこの全国計画というのは、概ね大体10年刻みで新しいものが出来てくるということで、第五次のときが平成27年の8月で、今回第六次が令和5年7月なので8年で改定されたところです。

今回、何が変わったのかというところで、先ほどお話がありましたけど、今の高知県の土地利用基本計画のほうには、大体盛り込まなければならないような内容は含まれてる。ただ時代背景とか変わってるので、例えば、今回、六次計画ができた背景には、人口減少が当初考えられていたよりもかなり加速化されたということで、国もそのあたりに合わせて、緊急性といったことも考えて六次計画が出たんじゃないかと思ひます。そのほかにも、例えば、災害についても激甚化とか、頻発化というのが最近大規模な自然災害が起こっていますので、社会情勢を踏まえたうえで六次計画ができたというふうに考えています。

それと六次計画で一番大きいのは、DX です。先ほどおっしゃっていました。デジタル技術を徹底的に活用して、国土利用を進めましょう。効率化を進めましょう。高度化を進めましょう、というのが、国の目論見のようです。

たちまち今の高知県の基本利用計画を変えないと支障が出るかといったら支障は特に出ないと思います。それと、昨年まだ改定をしたばかりで1年しか経っておりませんので、事務局としては、やはり2、3年はちょっと今の計画を利用しながら様子を見てはどうかと。ワーキングをつくって、かなりの時間と労力を割いて今の計画が出来上がってますので、中身については全然遜色のない計画じゃないと思います。

ただ、改定をしないとなると、国の計画が10年に1回しか出ないので、10年以上、今の計画を使うみたいなかたちになってしまいますので、どこかのタイミングでは変えたほうがいいのかなと。国の計画が10年刻みであれば、その中間年ぐらいを目途に、5年後ぐらいに県の計画が改定されるようなイメージですけど、そんな感じで改定をしていったらどうかというのが、事務局としての一つの案です。改定しないというご意見があれば、それはそれでも議論していけばいいということなんですけど。

そこで、今後の方向性とか、スケジュールを考える中で、この審議会が年に1回、この2月に毎年やっておりますけど、1回しかやってないので、このタイミングでやってしまうとまた来年まで何の議論もなしという話になってしまいますので、令和6年度、4月、新しい年度になってから、来年の審議会までの間に事務局のほうからあらためてメールとかお手紙で委員の方々にご意見をいただくかなと思ってます。

改定をしたほうがいい。改定する際にはこういったことに着目してやったほうがいいとかっていうのを、ご意見をいただいたうえで、する、しないの方向性、それからスケジュール感、そういったものを意見集約させていただいて、あらためて委員の方にこちらのほうから提案をさせていただけたらなというふうな思いがあります。

まずは来年度の審議会までの間に、できる作業を、何らかの作業をやっていきたいなというところで、今日は、今ちょっとご説明したばかりで、なかなか意見も出ないと思うんですけど、今日いただいた意見と4月以降に事務局のほうからまたお手紙を差し上げたいと思いますので、そこで意見を集約させていただいて、次回の審議会までにちょっと作業を進めていきたいというのが今の事務局の案です。

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。

そういうことで、まず、要点としては、今回は決めない。ただ来年度の途中ぐらいには、今後どうしようかということの大体の方針は出したいと。それと、改定するにしても少し遅れる。数年とか、もっと遅れるかもしれませんが、もうそれはやむを得ないですね。だってわれわれ、去年つくったばかりなので、それは前提になります。

そういう中で、今日は特につくる、つくらないということを決めるつもりはございません。ですから、夏ぐらいを目途に少しまたご意見いただければありがたいと思います。そんなところでよろしいでしょうか、委員の皆さん。

じゃあ、そういうことで、(6)その他、第6次の計画については、議論を終わりにしたいと思います。

これで次第を見ると議題がすべて終わりましたので、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

(司会)

どうもありがとうございました。

4 閉会

(司会)

それでは、会長をはじめ、委員の皆様、長時間、大変お疲れさまでした。

これをもちまして第 61 回高知県国土利用計画審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。